

厚岸町議会 第4回定例会

平成28年12月14日

午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成28年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。
- 議長（佐藤議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、5番竹田議員、6番室崎議員を指名いたします。
- 議長（佐藤議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
5番、竹田委員長。
- 竹田委員長 議会運営委員会報告をいたします。
12月12日午前10時から、第8回議会運営委員会を開催し、平成28年厚岸町議会第4回定例会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。
議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、定期監査報告、総務産業常任委員会、先進地行政視察報告書、総務産業常任委員会所管事務調査報告書があります。
議会側からの提出案件は、会期の決定、意見書案第3号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書、意見書案第4号大雨災害に関する意見書、意見書案第5号JR北海道への経営支援を求める意見書、平成27年度各会計決算の認定について、議案第71号厚岸町給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、2常任委員会及び議会運営委員会から各委員会閉会中の継続調査申出書であります。
審議方法は、本会議で審議することに決定しました。
次に、町長提出の議案等についてであります。
町長から、行政報告があります。
諮問第1号及び諮問第2号の人事擁護委員候補者の推薦は、本会議で審議いたします。
議案第78号から議案第86号は、平成28年度の各会計補正予算9件であります。審議方法は、議長を除く12名をもって構成する平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。
議案第87号から議案第90号は一般議案、議案第91号から議案第97号までは条例の一部改正7件、議案第98号は条例制定でいずれも本会議で審議することに決定しました。
一般質問は、7人であります。

本定例会の会期は、12月14日から16日までの3日間に決定しました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（佐藤議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（佐藤議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から16日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から16日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

- 議長（佐藤議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成28年9月12日開会の第3回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、ご了承いただき、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考にご供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

- 議長（佐藤議員） 日程第6、定期監査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり定期監査報告がなされております。ご参考にご供していただきたいと思います。

以上で、定期監査報告を終わります。

- 議長（佐藤議員） 日程第7、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

●町長（若狭町長） 去る10月21日の平成27年度各会計決算審査特別委員会での審査過程において、厚岸町きのこ菌床センターで製造したしいたけ菌床売払代の収入未済額の状況について説明をさせていただいたところですが、その後、新たな動きが生じてまいりましたので、その内容を報告させていただきます。

現時点におけるしいたけ菌床売払代の収入未済額は、一法人の1,940万8,720円、一個人の856万8,920円、あわせて総額2,797万7,640円となっています。

このうち、法人のほうにあっては、本年5月24日付で釧路地方裁判所書記官から、破産手続開始通知書が届いたため、町では破産管財人による破産財団の調査の状況等を注視してきたところであります。

こうした中、去る11月9日、釧路地方裁判所で第2回債権者集会が開かれ、破産管財人から財産状況報告書兼任務終了の計算報告書についての報告を受けたところであります。

その報告書の概要ですが、破産財団といわれる当該法人の全財産は、売却等による現金化で113万4,835円であるのに対し、負債については、きのこ菌床売払代のような一般破産債権などに優先して支払うべき租税などの財団債権だけでも総額222万8,353円となっており、破産財団の現在高は、財団債権を支払い、管財人報酬などを控除し、平成28年11月2日現在ゼロ円であり、破産債権者に対して配当できる見込みはなく、異時廃止が相当であるとするものであります。

この報告書を受け、裁判官は破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めることから、破産手続を廃止する旨の決定をされました。破産者が法人の場合、会社は破産手続開始の決定によって解散することになります。解散は会社の法人格の消滅をもたらす原因となる事実であり、通常は解散に引き続き清算の手続に入り、清算の結了によって法人格が消滅することになりますが、破産の場合は清算が破産手続において行われますので、破産手続の修了によって法人格が消滅することになります。

このため、平成15年の最高裁判例では、破産手続終結決定がされた事実につき、債務が消滅するものとしています。この会社法人格と会社債務の関係を踏まえ、厚岸町としては、当該法人に対する債務については今後、不納欠損処理を行わざるを得ないものと考えています。

一方の個人のほうにあっては、いまだ所在不明の状況であります。

大変残念な、そして町民の皆様に申しわけない状況に至っておりますが、この収入未済額を生じさせた原因は、規則や契約書の定めを逸脱した不適切な運用によるものであります。

なお、町民の皆様に町政運営に対する不信の念を抱かせることとなり、議会議論の中でも指摘を受けていた横領罪、背任罪、詐欺罪などの事件性の有無については、顧問弁護士や警察などと協議してまいりましたが、事件としては該当しないとの判断をしていることを、ここで改めてご報告させていただきます。

この事案が発覚した以降、きのこ生産者への説明会を行い、菌床代金の納入を確認した上で引き渡しをする手続を徹底するとともに、きのこ産業の振興に向けた取り組みを重ねてきたところであります。

また今後、このような自体を二度と引き起こさないようチェック機能の強化を図るべ

き、現在はきのこ菌床の引き渡し前に領収済みの納付書の写しの提出を求めるとともに、菌床を出荷した際の納品書に受領サインをいただき、領収書の写しと受領書を一括保管することとしています。

さらに、この保管書類と菌床販売出荷台帳との照合確認作業を、担当課以外の職員にさせることで、その実効性を高めることとしています。

以上、町民の皆様の信頼を損ねたことは深い反省を求められるものであり、このことを役場全体で重く受けとめ、今後一層の組織の引き締めと業務の厳格な執行に当たることを申し添え、行政報告といたします。

●議長（佐藤議員） これより、行政報告に対する質疑を質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を正す程度にとどめていただきます。

ございませんか。

6 番、室崎議員。

●室崎議員 要するに破産手続をして、厚岸町が弁済を受けるものというのはもう全くないというお話だったのですが、それでまず、きのこ菌床売払代のような一般破産債権等に優先して支払うべき租税などの財団債権だけでも総額222万云々となっている。それで、次のくだりでは、財団債権を支払い、管財人報酬等を控除するとゼロ円であるというお話です。

それで、この一般債権者に優先して支払わなければならないものがいろいろありますね。共益費用だとか、あるいは租税だとかということになると思うのですが、その主なものだけでも、こういうものがあって、それが幾ら幾らでということの説明していただきたい。それが一つです。

それから、破産手続というのはやはり耳慣れない、非常に難しい法的手続ですので、そこには耳慣れない言葉が幾つも出てくるわけですが、破産債権者に対して配当できる見込みはなく、異時廃止が相当であると裁判所は言っているということだと思うのですが、この異時廃止というのはどういうことなのか。初めて出会う用語なので、ちょっと中身がわからないものですから、それを説明してください。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） まず最初に、財団債権ということで、きのこ菌床の売り払いのような一般債権優先して払わなければならないというものでございますけれども、具体的に言いますと、これについては法律の名前でいきますと財団債権と呼ばれるものでございます。

先ほど町長の報告の中でもありましたが、222万8,353円の主なものでございます。破産管財人のほうからの報告によりますと、自動車税、これは28年度の自動車税3万3,900円。固定資産税29万7,300円。それと27年、28年における健康保険料69万9,210円。それと平成27年、28年の厚生年金保険料、これが108万7,978円。それと大きいところでいき

ますと、平成27年、28年の健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金の延滞金なるものが10万400円。こういったものが主な内容でございます。

冒頭言いました固定資産税の部分、28年度の固定資産税で29万7,300円ということでございます。

それと、破産後に言われる異時廃止という部分です。これ、破産の申し立てをして裁判所に出したときに、本来であれば破産申し立てをした法人の全財産をもっても破産手続に要する費用、支弁するのができない、不足すると認められたときに、一般的には提出とともに同時廃止というものがとられます。

しかし、今回のこの法人の場合については、どれだけの財産があるのか調べなければわからないということ、それと負債もどれだけあるのかも調べないといけないということで同時廃止がされませんでした。

それで、1回目、2回目ということで債権者集会も開かれましたけれども、第2回目の債権者集会のときにその全財産、それとその全財産をもっても一般債権だったらそういう配当ができないという見込みが立ったということで、その時点で廃止になったということで異時廃止という呼び名をするそうでございます。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 申しわけありませんでした。

先ほど町長の行政報告の中にもありましたけれども、最終的に裁判官が言ったのは、破産手続の費用を支弁するのに不足するというので裁判官が決定したということでございますが、その破産手続の費用という中に、先ほど言いました債権財団、それと管財人報酬というのが、その破産を手続するのにかかる費用ということで認められている。それは一般債権、先に優先して払うべきものということで、この管財人報酬というのが80万円でございます。

実は、先ほど言った破産財団というのは二百二十万円ありますけれども、その支弁すべき費用として破産管財人の報酬がひらわれますから、先ほど言った破産債権のうち、33万4,834円しか支弁はされていないということになっております。

それと、廃止ということでございますけれども、破産手続の終了の決定をしたこと、これをもって破産法では破産手続廃止決定というということでございます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

なければ、以上で行政報告を終わります。

- 議長（佐藤議員） 日程第 8、認定第 1 号 平成27年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号 平成27年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号 平成27年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号 平成27年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号 平成27年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6 号 平成27年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 7 号 平成27年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 8 号 平成27年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第 9 号 平成27年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上 9 件を一括議題といたします。

本 9 件の審査については、平成27年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1 番、大野委員長。

- 委員長（大野委員長） ただいま上程いただきました決算審査の認定について、ご報告いたします。

平成27年度各会計決算審査の結果について、ご報告いたします。

平成28年 9 月12日、第 3 回定例会において、本委員会に付託されました認定第 1 号 平成27年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について外 8 件の審査においては、去る10月21日、本委員会を開催し、理事者からの詳細な説明を受け審議を行い、慎重に審査いたしました。

その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

- 議長（佐藤議員） 初めに、認定第 1 号 平成27年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号 平成27年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第 2 号 平成27年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成27年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成27年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成27年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成27年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成27年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成27年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成27年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ては、原案のとおり認定されました。

次に、認定第 6 号 平成27年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第 6 号 平成27年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第 7 号 平成27年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第 7 号 平成27年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第 8 号 平成27年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第 8 号 平成27年度厚岸町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第 9 号 平成27年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 平成27年度厚岸町病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（佐藤議員） 日程第9、議案第78号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算、議案第79号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第80号 平成28年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第81号 平成28年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第82号 平成28年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第83号 平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第84号 平成28年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第85号 平成28年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第86号 平成28年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました、議案第78号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第84号 平成28年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第78号、議案書の1ページであります。

平成28年度厚岸町一般会計補正予算、5回目。

平成28年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,141万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ88億4,552万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページから4ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では10款14項、3ページから4ページ、歳出では11款29項にわたってそれぞれ3億1,141万4,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。9ページをお開き願います。

歳入であります。

10款1項1目1節地方特例交付金24万7,000円の増。交付額確定による増であります。

11款1項1目1節地方交付税222万7,000円の増。普通交付税、補正財源調整のための計上であります。

14款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料92万2,000円の増。厚岸情報ネットワーク使用料、インターネット加入者の増によるものであります。

2目民生使用料2節児童福祉使用料65万2,000円の増。厚岸保育所使用料、保育児童数の増によるものであります。3目衛生使用料2節環境政策使用料、別寒辺牛湿原自然観察

施設占用料15万8,000円の増。工事現場事務所等の設置に係る占用料としての増であります。4目農林水産業使用料2節林業使用料4,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、決算見込みによる減であります。5目1節商工使用料3万4,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、決算見込みによる減であります。6目土木使用料3節住宅使用料186万8,000円の増。主に宮園団地高層分の増のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、住宅料の決算見込みによる増減であります。7目教育使用料4節保健体育使用料、港町海洋公園使用料6,000円新規計上。厚岸大橋の改修工事に伴う資材置き場としての使用料であります。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金288万6,000円の減。1節社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金、利用申請及び相談実施回数の増により185万3,000円の増であります。2節児童福祉費負担金473万9,000円の減、児童手当負担金として98万円の増、対象者数の増によるものであります。子どものための教育・保育給付費負担金571万9,000円の減。主に、幼稚園入所児童数の減に伴う給付費の減であります。2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金、養育医療負担金28万3,000円の増。医療給付費の増によるものであります。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金37万8,000円の増。番号制度システム整備補助金の増であります。2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金119万3,000円の増。放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金61万円、新規計上。放課後児童クラブのICT化について、補助採択を受けての計上であります。子ども子育て支援交付金58万3,000円の増。子育て支援センターが実施する地域子育て支援拠点事業について、補助基準額の変更に伴う補助金の増であります。3目衛生費国庫補助金2節環境政策費補助金2万7,000円の減。合併浄化槽設置補助について、事業費減に伴う補助金の減であります。4目農林水産業費国庫補助金4節防衛施設周辺整備事業補助金343万7,000円の減。それぞれ事業費の確定に伴う補助金及び交付金の減であります。6目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金18万2,000円の減。社会資本整備総合交付金を充当する町道歩道整備について、事業費の確定に伴う交付金の減であります。6節防衛施設周辺整備事業補助金239万3,000円の増。太田門静間道路整備事業補助金105万5,000円の減は、事業費の確定に伴う補助金の減。特定防衛施設周辺整備調整交付金道路橋梁維持分と道路新設改良分を合わせ、344万8,000円の増。

ここで、今年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金についてであります。去る11月17日当該交付金の交付額が決定されました。この交付決定を受け、充当する各事業を精査し、交付金の配分調整を行ったところでございますが、最終的な事業費が確定していない事業もございますので、最終的な交付金の調整は追って対応する予定もあることをご了承ください。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金156万2,000円の増。1節社会福祉費負担金95万4,000円の増。障害者自立支援給付費負担金92万6,000円の増。利用申請及び相談実施回数の増によるものであります。民生委員、児童委員活動費負担金2万8,000円の増。基準単価の改正増によるものであります。2節児童福祉費負担金、次ページにわたり60万8,000円の増。児童手当負担金として3万5,000円の増。対象者数の増によるものであります。子どものための教育・保育給付費負担金57万3,000円の増。入所児童数を勘案して、

負担率の変更による増であります。2目衛生費道負担金1節保健衛生費負担金、療育医療負担金14万1,000円の増。医療給付費の増によるものであります。

2項道補助金2目民生費道補助金80万4,000円の増。1節社会福祉補助金、老人クラブ運営費補助金、クラブ数及び会員数の減により7万4,000円の減であります。2節児童福祉費補助金87万8,000円の増。ひとり親家庭等医療費補助金23万6,000円の増及びひとり親家庭等医療事務費補助金5万9,000円の増は、それぞれ医療費と事務費の増によるものであります。子ども・子育て支援交付金58万3,000円の増は、子育て支援センターが実施する地域子育て支援拠点事業について、補助基準額の変更に伴う補助金の増であります。4目農林水産業費道補助金5,583万8,000円の増。1節農業費補助金159万円の増。青年就農給付金事業補助金337万5,000円、新規計上。対象者2名の受給要件の確定に伴う給付金であります。地域づくり総合交付金農業水道178万5,000円の減は、交付額決定による減であります。2節農業費交付金35万2,000円の減、事業費の執行減によるものであります。5節水産業費補助金5,460万円、新規計上。地域づくり総合交付金の交付額決定による計上で、養殖事業分150万円は厚岸海域におけるカキ養殖育成技術調査研究事業の補助採択を受けての計上。水産振興分5,310万円は、厚岸漁業協同組合が事業主体となり実施する事業で、補助採択を受けての計上であります。詳細は歳出にてご説明申し上げます。8目教育費道補助金3節保健体育費補助金、地域づくり総合交付金社会体育690万円の減。交付額決定による減であります。

3項委託金1目総務費委託金249万円の減。4節選挙費委託金240万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、選挙費確定による補正計上であります。5節統計調査費委託金9万円の減。交付額決定による減であります。3目衛生費委託金2節環境政策費委託金1万6,000円の増。4目農林水産業費委託金3節水産業費委託金8万7,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、北海道からの権限移譲事務委託金の交付決定による増であります。

17款財産収入1項財産運用収入2目1節利子及び配当金17万8,000円の増。収入見込みによる増であります。2項財産売却収入2目1節生産物売却収入745万7,000円の増。しいたけ菌床売却代申し込み数量の増により364万9,000円の増。カキ種苗売却代申込数量の増により101万2,000円の増。餌料藻類売却代販売見込みの増により279万6,000円の増であります。

18款1項寄附金1目1節一般寄附金9,000万円の増。これまでのふるさと納税制度による寄附金を勘案しての補正計上で、寄附金総額1億5,000万円を見込んでの予算計上であります。8目1節消防費寄附金3万円、新規計上。厚岸町女性団体連絡協議会様からの寄附金であります。

20款1項1目繰越金1節前年度繰越金1億5,653万1,000円の増。平成27年度決算における繰越金全額の計上であります。

21款諸収入6項3目3節雑入690万3,000円の増。次ページにわたり、主に造林事業助成金200万円は株式会社ニトリ様からの助成金、いきいきふるさと推進事業助成金養殖事業100万円は北海道市町村振興協会からの助成金の交付決定による計上、カキ種苗センター使用実費収入209万4,000円は、ホタテ原盤カキ種苗生産について、カキ種苗センター使用実費に係る収入見込みの計上で、このほかそれぞれ説明欄の事業について、収入見込みによる増減であります。

22款 1 項町債 4 目農林水産業債 2 節林業債210万円の減。 6 目土木債 2 節道路橋梁債40万円の減。それぞれ説明欄記載の事業について、事業費執行見込みによる充当債の減額補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

15ページをお開き願います。歳出であります。

1 款 1 項 1 目議会費28万9,000円の増、主に議員報酬26万3,000円の増のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費8,875万8,000円の増。19ページまでわたりますが、主にふるさと支援推進5,800万円の増は、ふるさと納税による寄附金収入見込みを勘案しての返礼品及びふるさと納税支援サービス委託料等の増、ふるさと納税基金3,200万円の増は、ふるさと納税による寄附金収入見込みを勘案しての基金積立金の増のほか、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

2 目簡易郵便局費 9 万9,000円の増。主に賃金改定による増であります。 3 目職員厚生費30万4,000円の減。職員福利厚生健康管理46万8,000円の増、主にストレスチェック実施委託料の増であります。

21ページ、職員研修77万5,000円の減。主に職員研修に係る旅費の減額のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。 4 目情報化推進費969万1,000円の増。総合行政情報システム運営85万8,000円の増は、主に印刷プリンター用インク代の増。総合行政ネットワーク133万1,000円の減は、事業費確定による減。厚岸情報ネットワーク58万円の増は、主に光ケーブル修繕料の増。

23ページ、厚岸情報ネットワーク整備事業123万4,000円の増は、主に I P 告知端末の新規設置数の増。総合行政情報システム整備事業723万2,000円の増は、北海道内の全ての自治体が加入し運用する北海道自治体情報セキュリティクラウドへのネットワーク接続のためのシステム改修委託料であります。総合行政情報システム整備事業、番号制度システム整備29万1,000円の増は、システム改修項目の追加による増。放課後児童クラブ環境改善整備81万3,000円は、友遊児童館及び子夢希児童館の放課後児童クラブにおける I C T 化として、それぞれの児童館へのパソコン及びプリンターを整備する内容で、補助採択を受けての新規計上であります。 5 目交通安全防犯費5,000円の減。執行額確定による減であります。 6 目行政管理費 8 万9,000円の増。主に、町史編さん業務として使用するパソコン等の購入費のほか、執行見込みを勘案しての増減であります。 8 目行政管理費補正額ゼロ、次ページにわたり財源内訳補正であります。 9 目会計管理費 3 万4,000円の増。郵便局払出手数料の増であります。 10 目企画費433万6,000円の減。次ページまでわたりますが、地域おこし協力隊288万7,000円の減は、主に地域おこし協力隊について、当初では9月からの任用を予定しておりましたが、12月からの予定となったことによる委員報酬150万円の減。家屋借上料84万円の減であります。

27ページ、地域おこし協力隊住宅整備事業165万9,000円の減は、主に改修工事費の確定による減であります。そのほかは説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。 11 目財産管理費15万円の増。アスベストを含む断熱材が使用されている可能性があるボイラー用の煙突について、町有施設20カ所の劣化損傷の有無を確認するための施設点検委託料であります。 12 目車両管理費19万9,000円の増。公用車用燃料費の増のほか、

修繕費の増額計上であります。

2 項徴税費 1 目賦課納税費158万1,000円の増。町税に係る払い戻し金150万円の増のほか、執行見込みによる増であります。

3 項 1 目戸籍住民登録費 2 万4,000円の増。次ページにわたり職員旅費の増であります。

4 項選挙費 1 目選挙管理委員会費13万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。6 目参議院議員選挙費72万円の増。8 目海区漁業調整委員会委員選挙費310万8,000円の減。次ページにわたり、それぞれ選挙事務について事業費の確定に伴う増減であります。

5 項統計調査費 1 目統計調査総務費 8 万8,000円の減。次ページにわたり、それぞれの統計調査事務委託金に合わせ、事業費を調整増減するものであります。

6 項 1 目監査委員費 3 万5,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費72万6,000円の増。次ページにわたり、主に多機能共生型地域交流センター19万1,000円の増は電気料の増。保健福祉総合センター健康広場広場60万円の増は、保健福祉総合センターの非常用設備の修理費として75万3,000円の増。備品購入費は事業費確定による減であります。そのほかは、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。2 目心身障害者福祉費370万4,000円の増。それぞれ給付費の増であります。4 目老人福祉費10万9,000円の減。39ページまでわたりますが、主に37ページ、老人保護措置費155万円の減は、入所施設に係る費用の減。福祉バス運行19万6,000円の増は、主にバス修理費の増。老人福祉施設76万6,000円の増は、心和園及びデイサービスセンターの非常灯設備の修理費。39ページ、特別養護老人ホーム心和園整備事業は開所以来使用してきた全自動ガス乾燥機について老朽化が著しいことから、これを更新するとして156万3,000円の増であります。そのほかは、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。5 目後期高齢者医療費445万4,000円の減。後期高齢者医療一般375万1,000円の減。北海道後期高齢者医療広域連合負担金前年度の療養給付費負担金の清算による減額であります。後期高齢者医療特別会計70万3,000円の減。繰出金の減であります。7 目自治振興費248万5,000円の増。自治振興一般 8 万2,000円の増は、主に職員の出張に伴う旅費ほかの増。地方バス路線維持対策は、運行する釧路バスからの決算に基づき、バス運行に伴う不足分への補助金申請があり、当初予算との差額を補正計上するものであります。

その内訳ですが、生活交通路線国庫補助金対象である霧多布線系統 1 分が277万9,000円の増の751万9,000円。町単独路線の床潭線が 6 万2,000円増の454万6,000円。同じく、町単独路線の霧多布線系統 2 分が、関係する浜中町と不足する分を折半し63万2,000円減の403万1,000円となり、合わせて1,609万6,000円で各路線運行維持するための町補助金の増額であります。地域公共交通対策19万4,000円は、次ページにわたり、町内における地域公共交通のあり方を協議するとして、新たに設置する厚岸町地域公共交通活性化協議会への補助金で、その内容は委員報酬及び費用弁償とする内容で新規計上であります。8 目社会福祉施設費42万6,000円の減。説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費589万円の減。主に児童福祉一般、次ページにわた

り、施設型給付費負担金586万1,000円の減は、幼稚園の入所児童数の減に伴う負担金の減であります。そのほかは説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。2目児童措置費105万円の増。児童手当対象児童数の増によるものであります。3目ひとり親福祉費54万5,000円の増。次ページにわたり、主に医療補助費の増であります。4目児童福祉施設費93万9,000円の増。宮園保育所43万4,000円の増。主に賄材料費の増は、入所児童数の増に伴う計上であります。

47ページ、厚岸保育所50万8,000円の増。主に賄材料費の増は、入所児童数の増に伴う計上であります。そのほかは執行見込みによる増減であります。5目児童館運営費1万9,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目健康づくり費644万6,000円の増。予防接種568万8,000円の増は、日本脳炎ワクチン予防接種について、接種者の増に伴う委託料の増。未熟児養育医療給付75万8,000円の増。主に、受給対象者の増による医療扶助費の増であります。3目墓地火葬場費6万3,000円の増。斎場ストーブの分解修理費の計上であります。4目水道費198万4,000円の減。簡易水道事業特別会計繰出金の減であります。5目病院費7,000万円の増。次ページにわたり、病院事業会計への負担金及び補助金の計上であります。現時点における医業収入を見込んでの収支不足補填分を含め、補正後総額を4億4,899万2,000円とするものであります。6目乳幼児医療費3万5,000円の増。審査支払手数料の増であります。

2 項環境政策費 1 目環境対策費補正額ゼロ、2 目水鳥観察館運営費補正額ゼロ、ともに財源内訳補正であります。3目廃棄物対策費4万3,000円の減。委託料の確定による減であります。4目ごみ処理費116万6,000円の増。次ページにわたり、主にごみ処理場の焼却設備ほか修繕料として138万7,000円の増。そのほかは、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。5目し尿処理費364万円の増。主に、污水处理施設387万3,000円は、公共下水道に接続していない汚水等について、公共下水道の終末処理場で受け入れ、汚水等の処理を行ういわゆるミックス施設の稼働に伴う経費で、本稼働は来年4月からとなりますが、2月からの仮稼働を行うための委託料ほかの処理費用として新規計上であります。そのほかは事業費確定による減であります。6目下水処理費161万円の減。次ページにわたり、補助金の確定見込みによる減であります。

5 款農林水産業費 1 項農業費 2 目農業振興費607万円の増。青年就農給付金給付337万5,000円は、歳入でもご説明しましたが、対象者2名の受給要件の確定に伴う給付金として新規計上であります。中山間地域等直接支払事業47万円の減は、対象面積が減少したことによる事業費の減であります。新規就農者誘致事業316万5,000円の増は、厚岸町新規就農者誘致条例に基づく、農業機械リース料に対する補助金の計上であります。3目畜産業費398万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、事業費確定による増減であります。6目牧野管理費1,239万2,000円の増。次ページにわたり、主に消耗品費848万2,000円の増は、今年の牧草収量が長雨等の天候不順により収穫不足となったことから、これを補うため、不足する牧草ロール1,504個の購入費として、修繕料388万1,000円の増は、作業用車両等の修理費の増のほか、執行見込みによる増減であります。7目農業施設費4万5,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。8目

農業水道費23万3,000円の増。次ページにわたり、主に農業水道施設修繕料99万5,000円の増は、別寒辺牛取水ポンプ及びトライベツ浄水場非常用発電設備の修繕料の計上のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。9目堆肥センター費1万2,000円の減。執行額確定による減であります。

2項林業費3目造林事業費9万1,000円の減。事業費確定による減であります。4目林業施設費補正額ゼロ、財源内訳補正であります。

61ページ、5目特用林産振興費372万2,000円の増。主に、きのこ菌床センターにおける菌床申し込み数量の増に伴う菌床材料購入費の増であります。3目水産業費1目水産業総務費7万9,000円の増。職員旅費の増であります。2目水産振興費5,284万1,000円の増。次ページにわたり、主に新基幹業務システム構築事業2,950万円は、データを一元管理し、電算分野のスピードを向上させ、現場的な荷受販売を含め管理体制の強化を図るためのシステム導入経費。市場衛生管理システム導入事業780万円は、長時間の鮮度保持と魚体崩れを防止する高鮮度保持設備整備として、魚タンク100基の購入。沿岸漁業作業省力化機器導入事業950万円は、作業効率の大幅な向上と一定水準を保つ生産出荷体制の構築を図るとして、昆布小型選別機12台、カキばらし機28台の購入。水産物高鮮度維持施設導入事業630万円は、水産物の新しい販売方法の実施、高鮮度維持を目的とした施設整備として、展示用ショーケース及び冷凍機等の整備をするもので、この4事業は全て厚岸町漁業協同組合が事業主体となり、地域づくり総合交付金の補助採択を受け、予算計上するものであります。そのほかの事業は、執行見込みによる増減であります。3目漁港管理費5,000円の増。執行見込みによる増減であります。5目養殖事業費57万7,000円の増。次ページにわたり、カキ種苗生産13万7,000円の増は、餌料藻類売払料の増に伴う発送量の増。水産増養殖調査研究122万7,000円の増は、主に地域づくり総合交付金及びいきいきふるさと推進事業助成金の補助採択を受け、試験研究用消耗品、プランクトン分析、カキ成分分析委託料等の関係経費の計上であります。そのほかは、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。6目水産施設費3万8,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6款1項商工費3目食文化振興費55万2,000円の増。主に、味覚ターミナルコンキリエのトイレファン及び非常灯蓄電池取りかえほかの修繕料の増であります。5目観光施設費12万8,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

7款土木費1項土木管理費2目土木車両管理費202万1,000円の増。次ページにわたり、主に土木車両の修繕料の増であります。3目土木用地費18万円の減、4目地籍調査費3万8,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費63万9,000円の減。次ページにわたり、道路橋梁管理158万2,000円の増は、町道ほか補修に係る車借上料、原材料費の増額補正であります。道路照明管理192万2,000円の減は、主に街頭照明の電気料の減であります。松葉町通りほか整備事業、真栄大通りほか整備事業は、事業費確定に伴う減額補正であります。2目道路新設改良費63万4,000円の減。次ページにわたり、床潭末広間道路整備事業は、補正額ゼロ、事業予算内における組み換え補正。太田門静間道路整備事業は財源内訳補正。太田静間道路27国債及び73ページ太田門静間道路整備事業28国債は、執行見込みを勘案しての補正増減。太田2号道路防雪柵整備事業185万4,000円の増は、防雪柵設置箇所の

地層で軟弱層が確認されたことによるボーリング調査費として増額補正であります。宮園町東4の通り整備事業は、事業費確定による減、事業費支弁人件費は執行見込みによる補正増減であります。3目除雪対策費8,996万円の増。次ページにわたり、除雪対策補正後額を1億4,350万円とし、おおむね8回分の除雪出動に要する予算計上となります。

3項河川費1目河川総務費29万4,000円の増。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業については、それぞれの事業費内での予算組み替えのほか、事業費人件費は執行見込みによる補正増減であります。

77ページ、4項都市計画費1目都市計画総務費2万8,000円の減。執行見込みによる減であります。3目下水道費570万9,000円の減。下水道事業特別会計繰出金の減であります。

5項公園費1目公園管理費17万3,000円の減。執行見込みによる増減であります。

6項住宅費2目住宅管理費63万円の増。主に、白浜団地、奔渡団地の排水管修理及び清掃手数料の増であります。

8款1項消防費2目災害対策費8万1,000円の増。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費7万円の減。2目事務局費8万5,000円の減。4目教員住宅費2,000円の減は、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。6目スクールバス管理費181万7,000円の増。スクールバス運行委託料の増のほか、主に車両修繕料の増であります。

81ページ、2項小学校費1目学校運営費173万7,000円の増。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項学校管理費3万1,000円の増。学校管理賃金の増は、臨時職員の賃金改定による増で、そのほかは執行見込みによる増減であります。

3項中学校費1目学校運営費110万円の増。厚岸町中学校及び太田中学校の光熱水費の増は、電気使用量の増によるほか、それぞれ各中学校での執行見込みによる増減であります。2目学校管理費41万9,000円の増。次ページにわたり、主に学校管理修繕料67万5,000円の増は、真龍中学校のボイラー及び武道場暖房機の修繕料のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。3目教育振興費61万1,000円の増。主に、要準要保護児童就学援助等は、対象生徒数の増に伴うものであります。

5項社会教育費1目社会教育総務費6万3,000円の減。2目生涯学習推進費2万2,000円の減。89ページ、3目公民館運営費1万1,000円の減。4目文化財保護費2,000円の減は、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。5目博物館運営費28万2,000円の増。次ページにわたり、主に海事記念館修繕料31万9,000円の増は、街灯及び誘導灯の修繕料、備品購入費4万6,000円は、カメラ更新による増のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。6目情報館運営費29万3,000円の増。次ページにわたり、主に厚岸町情報館修繕料50万5,000円の増は、館内の無線アクセスポイントの増設及び視聴覚機器の修繕料の増。情報館分館備品購入費4万6,000円の増は、視聴覚用モニターの更新のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6項保健体育費1目保健体育総務費7,000円の増。臨時職員賃金であります。2目社会

体育費451万2,000円の減。次ページにわたり、社会体育一般58万5,000円の増。主に、旅費はB & G指導員養成研修会参加に伴う増。体育施設修繕料24万3,000円の増は、管理用作業車両の修繕料。スポーツ振興44万3,000円の増は、主にスポーツ振興助成の増。町民ソフトボール大会補償保険金は、大会の参加者だけがを負われた方に対する見舞金としての計上で、総合賠償補償保険金を財源とする内容であります。宮園公園野球場整備事業は、事業費確定による減のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。3目温水プール運営費40万1,000円の減。次ページにわたり、主に修繕料51万円の増は、防犯通報装置、床暖房用ポンプ、合併処理浄化槽原水ポンプの取りかえ修理のほか、執行見込みによる増減であります。

11款1項公債費1目元金31万5,000円の増。平成17年度債の政府の財政融資資金である臨時財政対策債が平成28年3月25日に、減収補填債が平成28年3月31日に、10年目の金利見直しが行われ、借入時の金利がともに2.0%が0.1%となり、残り10年間の元利均等払いの償還年次表の再計算が行われ、本年度の元金償還の増分31万5,000円を合わせて補正計上するものであります。この金利見直しにより、今年度の金利支払い額が約1,818万円軽減となるものであります。2目利子438万2,000円の減。長期債償還利子では、平成27年長期債の借り入れ実行による利子確定に伴う分200万4,000円の減。元金で説明しました政府系資金の金利見直し分67万8,000円の減となる調整計上であります。一時借入金利子では、今後における一時借り入れの実効見込みを勘案して、借入利息170万円を減額するものであります。

12款1項1目給与費1,482万1,000円の減。次ページにわたり、今年度における人事院勧告をもとに給与改定等を踏まえた補正計上のほか、執行見込みを踏まえての調整増減であります。なお、101ページから104ページまで、給与費明細書を添付しておりますのでご参照願います。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条地方債の補正であります。

地方債の変更は第2表地方債補正による。

5ページをお開きください。

第2表地方債補正変更であります。

辺地対策事業40万円の減。公有林整備事業210万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

6ページをごらんください。

地方債に関する補正調書であります。表の下段、合計欄、平成27年度末現在高100億6,415万9,000円。平成28年度中起債見込額4億3,620万円。平成28年度中元金償還見込額9億3,791万6,000円。補正後の平成28年度末現在高見込額は95億6,244万3,000円とするものであります。

以上で、議案第78号の説明を終わります。

次に、議案第79号であります。

議案書の1ページであります。

平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3回目）。平成28年度厚岸町の国民

健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ522万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,151万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページ、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では、2款2項3ページ、歳出では7款7項にわたって、それぞれ522万9,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

4款国庫支出金2項国庫補助金1目1節財政調整交付金518万円の増。

7款道支出金2項道補助金2目1節財政調整交付金4万9,000円の増。それぞれ補正財源としての増額補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費588万7,000円の増。職員人件費589万3,000円の増は、主に会計間異動による増であります。なお、12ページから15ページまで、給与費明細書を添付しておりますのでご参照願います。国民健康保険一般6,000円の減。執行見込みによる補正増減であります。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

3款1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金53万1,000円の減。次ページにわたり、執行見込みによる減額補正であります。

4款1項前期高齢者納付金等1目前期高齢者納付金1,000円の増。

5款1項老人保健拠出金2目老人保健事務費拠出金3,000円の減。

6款1項1目介護納付金15万6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる補正増減であります。

8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費3万1,000円の増。特定健診用パソコンの修繕費であります。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

続きまして、議案第80号であります。

議案書の1ページであります。

平成28年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（2回目）。平成28年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ123万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,881万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページまで、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では、6款6項3ページ、歳出では3款3項にわたって、それぞれ123万5,000円の減額補正であります。

事項別により説明いたします。

8ページをお開き願います。

歳入であります。

2款使用料及び手数料1項使用料1目水道使用料1節計量使用料118万9,000円の増。太田地区計量使用料の見込み増によるものであります。

4款道支出金1項道補助金1目水道費道補助金1節水道事業費補助金132万円の減。地域づくり総合交付金の交付額確定による減額補正であります。内訳として、片無去浄水場整備事業分が110万5,000円の減。太田浄水場整備事業分が21万5,000円の減であります。

5款繰入金1項1目1節一般会計繰入金198万4,000円の減。補正財源調整に伴う減額補正であります。

6款1項1目繰越金1節前年度繰越金106万1,000円の増。平成27年度決算における繰越金全額の計上であります。

7款諸収入1項1目1節雑入11万9,000円の増。消費税及び地方消費税還付金の増であります。

8款1項町債1目水道債1節水道事業債30万円の減。糸魚沢地区配水管整備事業債の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費11万2,000円の増。職員人件費22万3,000円の増であります。なお、16ページから18ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。公用車整備事業11万1,000円の減は事業費確定による減であります。

2項水道費1項1目水道事業費124万1,000円の減。水道事業一般及び水質検査は、それぞれ執行見込みによる減。簡易水道施設112万5,000円の増は、次ページまでわたりますが、電気料及び水道管等修理費の増額補正のほか、それぞれ執行見込みによる減額補正であります。検満及び新設メーター整備事業から糸魚沢地区配水管整備事業の4事業はそれぞれ事業費確定に伴う減額補正。太田・片無去地区地下水調査事業14万1,000円の増は、水道水源としての適否のための地下水調査委託料の追加による増であります。大別取水場整備事業は事業費確定に伴う減額補正であります。

4款1項公債費2目利子10万6,000円の減。次ページまでわたりますが、平成27年度長期債借入実行に伴う利子確定による減であります。

以上で歳出の説明とさせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条、地方債の補正であります。地方債の変更は、「第2表地方債の補正」による。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正変更であります。簡易水道事業30万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

5ページ、地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄の平成27年度末現在高4,574万円。平成28年度中起債見込額1,430万円。平成28年度中元金償還見込額173万円。補正後の平成28年度末現在高見込額は5,831万円となるものであります。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

続きまして、議案第81号であります。

議案書の1ページであります。

平成28年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（2回目）。平成28年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ923万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,597万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページ、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では、6款6項3ページ、歳出では2款3項にわたって、それぞれ923万7,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

8ページをお開き願います。

歳入であります。

1款分担金及び負担金2項負担金1目1節下水道費負担金、公共下水道事業受益者負担金72万3,000円の増。今年度賦課分の増によるものであります。

2款使用料及び手数料1項使用料1目1節下水道使用料180万8,000円の増。使用見込みによる増であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道費国庫補助金1節下水道事業費補助金350万円の減。当初見込んでいた補助金の配分額の確定による減であります。

5款繰入金1項1目1節一般会計繰入金570万9,000円の減。補正財源調整に伴う減額補正であります。

6款諸収入2項1目1節雑入115万9,000円の減。消費税及び地方消費税還付金の減であります。

7款1項町債1目下水道債1節下水道事業債140万円の減。公共下水道事業費の減に伴う減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。

歳出であります。

1款下水道費1項下水道管理費1目一般管理費、職員人件費646万3,000円の減。主に、会計間異動による減であります。なお、16ページから18ページまで、給与費明細書を添付しておりますのでご参照願います。2目管渠管理費162万円の増。主に、マンホール、汚水ポンプほか、修理費として142万6,000円の増。湾月地区污水管洗浄手数料として19万4,000円の増のほか、執行見込みによる増減であります。3目処理場管理費222万7,000

円の増。次ページまでわたりますが、主に終末処理場のディッチ曝気機ほか、修理費として216万3,000円の増のほか、執行見込みによる増減であります。4目普及促進費補正額ゼロ。財源内訳補正であります。2項下水道事業費1目公共下水道事業費478万円の減。公共下水道事業補助分は、補助金配分に合わせた事業費601万2,000円を調整減するもので、補正後額は2億8,679万1,000円となります。起債分は次ページまでわたりますが、主に公共枿設置工事費として100万円の増のほか、事業執行見込みによる増減であります。

3款1項公債費2目利子184万1,000円の減。平成27年度長期債借入実行に伴う利子確定による減であります。

以上で歳出の説明とさせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条、地方債の補正であります。地方債の変更は、「第2表地方債の補正」による。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正変更であります。公共下水道事業140万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

5ページ、地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄の平成27年度末現在高39億293万1,000円。平成28年度中起債見込額3億3,080万円。平成28年度中元金償還見込額3億168万2,000円。補正後の平成28年度末現在高見込額は39億3,204万9,000円となるものであります。

以上で、議案第81号の説明を終わります。

続きまして、議案第82号であります。

議案書の1ページであります。

平成28年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（2回目）。平成28年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ19万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,151万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページ、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では、4款4項3ページ、歳出では3款4項にわたって、それぞれ19万4,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

4款国庫支出金2項国庫補助金7目1節地域支援事業交付金3万9,000円の増。

5款1項支払基金交付金2目1節地域支援事業支援交付金4万8,000円の増。

6款道支出金2項道補助金3目1節地域支援事業交付金1万9,000円の増。それぞれ対象事業費に伴う補正増減であります。

8款繰入金1項1目1節一般会計繰入金30万円の減。補正財源調整による減額補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費63万1,000円の減。職員人件費の減であります。なお、12ページから15ページまで、給与費明細書を添付しておりますのでご参照願います。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防事業費 4 目二次予防事業費17万4,000円の増。事業参加者の増に伴う委託料の増であります。2 項包括支援事業任意事業費 1 目包括的支援事業等事業費17万1,000円の増。職員人件費として40万3,000円の増。次ページ、包括的支援施策23万2,000円の減。主に、普通旅費25万2,000円のほか、執行見込みによる増減であります。2 目任意事業費 1 万1,000円の減。特別旅費の減であります。

8 款サービス事業費 1 項居宅サービス事業費 1 目包括的支援事業費10万3,000円の増。職員人件費 8 万円の増。介護予防支援 2 万3,000円の増。主に、普通旅費の増であります。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

続きまして、議案第83号であります。

議案書の 1 ページであります。

平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（2 回目）。平成28年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ789万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億3,368万1,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 3 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正であります。歳入では、2 款 2 項 3 ページ、歳出では 1 款 1 項にわたって、それぞれ789万円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料 1 節現年度分328万7,000円の減。主に、当初見込んでいた特別徴収の割合が下回ったことによる減であります。2 目普通徴収保険料 1 節現年度分1,188万円の増。本年度は、保険料の改定年となっており、当初見込みにあつては後期高齢者医療広域連合において、各市町村の保険料額を案分により算定しておりましたが、その後保険料率が確定し、賦課額の見込みが当初見込みを上回ったことによる増であります。

3 款繰入金 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金70万3,000円の減。補正財源調整に伴う減額補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金789万円の増。後期高齢者医療広域連合への負担金について、前年度の事務費負担金の精算のほか、保険料の増に伴う負担金の増

であります。

以上で議案第83号の説明を終わります。

続きまして、議案第84号であります。

議案書の1ページであります。

平成28年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（1回目）。平成28年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ47万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,990万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページ、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入歳出とも、1款1項にわたって、それぞれ47万6,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

8款1項1目繰越金1節前年度繰越金47万6,000円、新規計上。補正財源としての計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

1款サービス事業費1項施設サービス事業費1目施設介護サービス事業費47万6,000円の増。職員人件費1,091万9,000円の減。主に、正職員の看護師について、病院会計への会計間異動による減のほか、再任用職員の任用見送りによる減であります。なお、10ページから12ページまで、給与費明細書を添付しておりますのでご参照願います。

介護老人保健施設サービス事業1,139万5,000円の増。共済費及び賃金215万8,000円の増は、臨時看護師の勤務形態について、パート勤務から常勤へと変更したことによる増。需用費70万8,000円の増は、主に療養室カーペット取りかえと壁紙張りかえによる増。病院事業運営管理共通経費負担金852万9,000円の増は、この特別会計から病院事業会計へ負担する経費で、介護老人保健施設ここみは、平成24年度の開設から今年で5年を迎えるに当たり、共通経費の見直しをこのたび行い、特に人件費についてはこれまでの給料のみを算定基本額としてきましたが、これを給料と手当を含む給与に改めたことにより518万9,000円の増。また、老健の看護師について、病院と同様に看護師の確保が困難な状況にあることから、専門業者による看護師派遣によって対応するための派遣委託料として225万円の増。そのほか、決算見込みによる負担金基礎数値の変更による増であります。

以上をもちまして、議案第78号平成28年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第84号平成28年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、議案第85号平成28年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容について説明申し上げます。

1ページをごらん願います。

第1条、総則。

平成28年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正でございます。年間総配水量は3万5,709立方メートルの増で、129万2,156立方メートル、1日平均給水量は98立方メートルの増加で3,540立方メートルであります。

主な建設改良事業について、配水管布設替等事業を293万3,000円増額し、2,163万3,000円に、設備整備事業を34万8,000円減額し834万8,000円に、メーター設備事業を291万円増額し、3,815万3,000円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1款水道事業収益を442万4,000円増額し、2億7,873万6,000円とするもので、内訳は1項営業収益は337万円の増、2項営業外収益は105万4,000円の増でございます。

支出につきましては、1款水道事業費用を455万8,000円増額し2億7,892万7,000円とするもので、内訳は1項営業費用は524万4,000円の増、2項営業外費用は68万6,000円の減でございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書により説明いたします。
9ページをお開き願います。

初めに、収益的収入でございます。

1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益は292万8,000円の増、これまでの収益実績を反映したことによる増額でございます。2目受託工事収益は44万2,000円の増で、道路改良に伴う消火栓移設工事に対する補償金の増でございます。

2項営業外収益、5目雑収益は105万4,000円の増。退職手当組合精算還付金などあります。

次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費は200万円の減額で、委託料が各委託業務の執行額確定により71万6,000円の減。動力費で、使用実績を反映して140万5,000円の減が主なものでございます。2目配水及び給水費は619万6,000円の増額で、配水管などの漏水修理に対応するため、委託料で158万6,000円の増、修繕費で461万円の増でございます。

3目受託工事費は、修繕費で44万3,000円の計上で、道路改良に伴う既設消火栓の移設によるものでございます。

4目総係費は5万3,000円の減で、職員の異動に伴い給料で212万円の減、退職給付費429万円の増のほか、各節執行見込みによる増減で、内容は説明欄記載のとおりであります。

5目減価償却費は44万3,000円の増で、平成27年度の建設改良事業の執行額が確定した

ことによる増であります。

6 目資産減耗費は21万5,000円の増で、今年度建設改良費で設備更新する装置と更新する水質検査機器の廃棄に伴う計上であります。

2 項営業外費用 1 目支払利息及び企業債取扱諸費は14万4,000円の減、平成27年度分の企業債借入額及び企業債利率確定による減でございます。2 目消費税及び地方消費税は54万2,000円の減で、収益的支出で修繕費の増額などに伴い、見込まれる納付額の減でございます。

1 ページへお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出の補正でございます。

収入では、1 款資本的収入を24万5,000円減額し2,703万円とするものであります。内訳は、6 項補償金は24万5,000円の減。

2 ページをお開き願います。

支出では1 款資本的支出を599万5,000円増額し、1 億3,493万9,000円とするもので、内訳は1 項建設改良費が544万1,000円の増、2 項企業債償還金が55万4,000円の増でございます。

資本的収入及び支出の内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

1 款資本的収入 6 項 1 目補償金は24万5,000円の減。対象工事の執行内容執行確定による減であります。

次に、資本的支出でございます。

1 款資本的支出 1 項 1 目建設改良費は258万5,000円の増。これは配水管布設替等の工事の執行見込み額の減による293万3,000円の増と、施設整備工事の執行額確定による34万8,000円の減であります。

2 目総係費は13万7,000円の減。執行見込み確定による執行見込みによる増減であります。3 目メーター設備費は291万円の増。主に住宅などの新築が増加したことによる、新設メーター取り付け台数の増加によるものであります。4 目固定資産購入費は8万3,000円の増。水質検査機器の購入予定額の増であります。2 項 1 目企業債償還金は55万4,000円の増で、平成27年度に借り入れた企業債の償還方法の変更による増であります。

ここでまた1 ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入が、資本的支出に対し不足する額1億790万9,000円について、過年度分損益勘定留保資金762万5,000円、当年度分損益勘定留保資金9,518万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額509万6,000円で補填するものでございます。

2 ページをお開き願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

職員給与費について、23万1,000円を減額し、2,325万7,000円とするものであります。

3 ページと4 ページは、補正予算実施計画、5 ページは水道事業会計補正予定キャッシュフロー計算書、6 ページから8 ページは水道事業会計補正給与費明細書、飛びまして12ページと13ページは予定貸借対照表、14ページと15ページは会計処理の基準や手順

を示した注記でございます。

いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成28年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第86号 平成28年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）について、その内容を説明いたします。

議案書1ページです。

初めに、第1条は総則です。

平成28年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量の補正です。（1）では、患者数のうち、年間延べ患者数について、入院患者では1,825人を減じて1万2,045人に、外来患者では1,701人の増で5万301人とするもので、合計6万2,346人と見込むところです。

これにより、1日平均患者数ですが、入院患者では5人減の33人に、外来患者では7人増の207人、合計1日240人となることです。入院患者数が上半期で当初見込みを下回り、10月以降持ち直してはおりますが、全体として1日当たり5人減とするものです。

（2）主な建設改良事業の補正では、建設工事事業で89万7,000円の減で1,107万円とするものであります。入札執行による工事費確定による減額で、内容は後ほど説明させていただきます。

次に、2ページの第3条収益的収入及び支出の補正と第4条資本的収入及び支出の補正につきましては、12ページからの補正予算説明書で説明いたします。

12ページをお開きください。

初めに、収益的収入であります。1款病院事業収益5,835万8,000円の増。1項医業収益2,442万6,000円の減。1目入院収益2,851万5,000円の減。1人1日当たり収入では1,228円の増。患者数1,825人減による減額補正であります。2目外来収益391万8,000円の増。患者数1,701人増によるものです。4目負担金では17万1,000円の増です。一般会計からの負担金の12月期における計数整理による増額です。

次に、2項医業外収益8,278万4,000円の増。内訳は、3目長期前受金戻入651万8,000円の増。当年度長期前受金収益価格の増額計上です。4目その他医業外収益2,309万2,000円の増。3年ごとに精算される退職手当組合還付金の計上です。5目他会計補助金224万1,000円の増。6目他会計負担金4,280万9,000円の増。それぞれ12月期での病院事業への町からの負担金、補助金として、計数整理を含めた増減補正となっております。後ほど補助金全体で説明いたします。7目負担金交付金812万4,000円の増。老健会計から病院会計へ負担する企業運営管理共通経費負担金で、光熱水費など面積案分等による負担金の増と、釧路日赤病院への医師派遣負担金40万5,000円の減額です。

次ページ、収益的支出。

1款病院事業費用では1,410万4,000円の増。2項医業費用では1,281万5,000円の増。内訳です。1目給与費で689万8,000円の増。1節給料2節職員手当等は、管理栄養士1名

の増と人事院勧告によるベースアップ及び勤勉手当0.1カ月分の上乗せ改定による増額。その他支給見込みによる計数整理となっております。3節法定福利費336万5,000円の減。追加費用率の引き下げによる減額。4節退職給付費204万3,000円の減。前年度決算額確定と年度内見込計数整理による減額。6節賃金では、臨時職員賃金の増が主であります。2目材料費では1,131万9,000円の減、主に入院患者数減による薬品、診療材料費の減額計上。3目経費では1,073万3,000円の増。5節調合備品費で88万7,000円の増。主に、外来ロビー用机と案内掲示板購入などであります。10節手数料で69万9,000円の増。感染性医療廃棄物処理手数料の補正。13節修繕費で584万5,000円の増。主に、医療機械修理費で、血液ガス分析装置点検40万円増。施設修理費の増では、放射線一般撮影室空調設備改修で253万8,000円、病室用暖房電動弁交換で50万円増となっております。15節使用料は330万2,000円の増。主に医療機械使用料などで在宅酸素使用料174万5,000円、在宅での人工呼吸器レンタル料90万5,000円の増であります。4目減価償却費650万3,000円の増。主に、昨年度12月補正可決後に整備した医療機械の減価償却費の計上で、当初予算計上に間に合わなかったところによる補正計上であります。

次に、2項医業外費用2目医療技術員確保対策費128万9,000円の増。3節看護師派遣負担金で61万7,000円の増。4節医師等紹介手数料で67万2,000円増であります。

続きまして、14ページ、資本的収支です。

1款資本的収入2,397万9,000円の増。1項1目企業債80万円の減。建設改良費の工事費確定による企業債の減です。2項補助金1目他会計補助金では、2,477万9,000円の増。企業債元金補助の12月期における補正増、建設工事費確定による補助金の減であります。

次に、資本的支出であります。

1款資本的支出1項建設改良費2目建設工事費89万7,000円の減。防災監視板・非常放送設備更新工事の入札減であります。

以上で、収益的収支及び資本的収支の説明を終わります。

ここで3ページにお戻りください。

第5条、企業債の補正です。

防災監視板・非常放送設備整備事業工事入札により、限度額80万円の減額です。起債の方法等については変更ありません。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

職員給与費で689万8,000円を増額し、増額で6億9,991万3,000円とするものです。

4ページをお開きください。

第7条、他会計からの補助金14項目での補正です。主に、企業債償還元金及び利息の補助、不採算地区病院運営費補助など、12月期における増額補正となっているほか、決算を見込んでの計数整理であります。補正額7,000万円の減額で、補正後の総額を4億4,899万2,000円とするものです。

なお、前年度比での比較では、収益的収支の3条予算で2,226万9,000円の減少、資本的収支の4条予算で6,278万9,000円の増加で、昨年は企業債償還元金分を3月で増額補正していた分を、今年は12月で増額補正としたところが増加の主な要因であります。

5ページ、6ページは補正予算実施計画書、7ページは補正予算キャッシュフロー計算書、8ページから11ページまでは補正給与費明細、飛びまして15ページから18ページ

までは予定貸借対照表と、説明の注記であります。内容は記載のとおりであります。

以上で、議案第86号平成28年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） 本9件の審議方法についてお諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午前11時46分休憩

午後1時00分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第10、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、8番、南谷議員の一般質問を行います。

8番、南谷議員。

- 南谷議員 第4回定例会開催に当たりまして、通告に従いまして3点、一般質問を行います。

初めに、釧路別保インターチェンジから温根沼インターチェンジまでの間の早期整備について、お伺いをいたします。

釧路外環状線の別保インターチェンジが完成し、札幌までより短時間で行くことが可能となりました。町民は今後、国道44号線の高規格化を含め、この道路がどのようなになっていくのか、その方向性や早期完成を待望しております。

11月29日、釧路市におきまして、道東道延伸シンポジウムが開催。12月2日には、北海道横断自動車道釧路根室間建設促進期成会は、議会のほうから大野副議長が参加し、国土交通省北海道局、国土交通省道路局、国土交通省政務三役、財務省主計局、そして

地元選出衆議院議員の事務所のほうに要望を活動を行っております。

こうした期成会等の活動がマスコミ等に報道されておりますが、厚岸町の活動の実態、町民はどうなっているのだろうという思いでおられると思いますので、この厚岸町の活動の実態について、また完成のめどはどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

そして、厚岸町はどのような整備計画を持っているのか、それに基づいて要請しているのか、お尋ねをさせていただきます。

2点目でございます。

奔渡公住1の通り冠水対策についてであります。

過去に、異常低気圧や台風、ことしの9月8日の台風13号などで、この地域一帯は大雨で冠水し、三度、過去から私の知っている範囲では、消防ポンプで排水対応をしております。町営住宅の住民の皆さんは、車を過去に冠水させたことがあります。

その関係で今回は、このときは高台に車を避難。ですけれども、玄関からは出られない状態に冠水をしておりました。また、近隣の住宅では床下まで浸水、その家の周りは、五、六十センチまで浸水している状況にありました。

地域住民が安心できるよう、早期対策が私は必要であると思いますが、いかがでしょう。

3点目でございます。

10月28日、酒井新教育長が就任されました。新教育長に期待するもの、大いなるものがあります。就任に当たり、その意気込みについてお伺いをいたします。

当面は、平成28年度教育行政執行方針に基づき、前任の教育長の取り組みを、私は踏襲されていくのだろうというふうに判断をしておりますが、何を重点に今後取り組んでいかれるのか、お尋ねをさせていただきます。

また、今回制度が変わり、新制度による初めての新教育長に就任でございます。従来と異なる点がありますが、これらの対応をどうされるのかお尋ねをさせていただきます。

さらには、11月28日、厚岸町立床潭小学校の閉校式がとり行われました。地域の皆さん、まことに残念だな、いろいろな思いがあったと思います。そして、来春の3月に6名の児童がこの学校を出るわけでございますが、この児童生徒にどのような対応をされるのか。3月以降の受け入れ体制は十分なのかどうか、お尋ねをさせていただきます。1回目の質問といたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の釧路別保インターチェンジから温根沼インターチェンジの間の早期整備についてのうち、初めに町の要請活動実態と完成めどについてであります。要請活動につきましては昨年の12月に同様の質問をされておりますので、平成28年に入ってから動きについてお答えをいたします。

平成28年2月に、厚岸町と厚岸町議会も構成員として加入している北海道横断自動車道釧路根室間建設促進期成会において、釧路別保から根室温根沼間を整備要望するに当たり、この区間が約119キロメートルと長いことから、全線採択は現状の国家財政的に極

めて難しいとの北海道開発局からの情報のもと、この区間を4区間に分けて、交通事故件数、自然災害による通行どめ回数、津波浸水想定区間延長、カーブや坂などによる走りづらさや市街地通過時の速度低下の状況、沿線住民アンケート結果などをもとに、整備要望の優先区間として厚岸町尾幌から糸魚沢間の約27キロメートルと決定いたしました。

この決定を受け、平成28年2月17日に同期成会において、厚岸町尾幌から糸魚沢間を現在の予定路線としての位置づけから、事業化の前提となる計画段階評価の早期着手について、私も参加して国土交通省道路局長へ要請いたしました。

また、同年3月14日には、国土交通大臣に同様の要請をいたしました。これには、町議会開会中であり、私の代理として副町長が参加しております。

4月に公表された全国の予定路線の中から、計画段階評価への着手をするのは本州の二つの路線のみでありました。道内だけでも予定路線のうち未着手路線が12区間あり、各地区の建設促進期成会が整備要望活動を行っている中、厚岸町尾幌から糸魚沢間は優先順位が高いと伝わっておりましたが、あと一步及ばない結果となりました。

本年度での厚岸町が加入している団体としての要望活動として、7月21日に釧路地方総合開発促進期成会が、11月14日には北海道横断自動車道釧路地区早期建設促進期成会が、そして12月2日に北海道横断自動車道釧路根室間建設促進期成会が実施し、それぞれ私も参加しておりますし、先ほどの質問者の質問の中でもありましたとおりであります。

厚岸町だけの要望活動は昨年度まで実施したことがなく、また、一つの自治体が高速道路の整備要望をするのは極めてまれであると言われる中、去る10月26日に私と厚岸町議会の佐藤議長、厚岸漁業協同組合の川崎代表理事組合長、釧路太田農業共同組合の河村代表理事組合長、厚岸町商工会の宮原会長の5名による町単独の地方要請活動を行いました。

要望先は国土交通省大臣政務官、北海道局長、道路局長のほか、関係室長、課長、財務省の国土交通省公共事業総括担当主計官であります。

要望内容は、ことし3月に阿寒インターチェンジまでの延伸と、釧路外環状道路の釧路西インターチェンジと釧路東インターチェンジ間の開通によって、漁業、酪農生産物の物流への効果を初め、春のあつけし桜・牡蠣まつり、秋のあつけし牡蠣まつりへの大幅な入り込み増。道の駅コンキリエや厚岸漁業直売店への効果などが出ていることから、夏から秋にかけての連続台風被害による道央圏と道東圏を結ぶ主要国道の通行どめが続く中、いち早く北海道横断自動車道が復旧したことにより、物流や観光等における落ち込みを最小限に食い止め、地域経済を支える効果を発揮していることを踏まえ、地域にとっての高速道路の有用性を訴えました。

そして、釧路別保から根室温根沼に至る国道44号は、東日本大震災時の津波来襲のほか、台風や豪雨時の冠水、猛吹雪時の視界不良など、幾度なく数日間に及ぶ通行どめとなっており、また、北海道防災会議が示した津波水深区域に厚岸町内の国道18.5キロメートルが含まれており、人的交流の促進や物流の効率化のみならず、命と生活、経済を守る高規格幹線道路として、厚岸町尾幌から糸魚沢間の早期整備が必要であると要望してまいりました。

完成のめどについてのご質問であります。昨年の12月定例会での一般質問でお答えしたとおり、現在釧路別保インターチェンジから根室温根沼間の約119キロメートルは、予定路線として事業計画がない区間であります。高速道路の計画、事業化に至る流れとしては、地域の道路ネットワークの課題調査、路線の必要性、効果の調査、必要に応じた優先区間の絞り込み調査、計画段階調査を進めるための概略ルート、構造の件と都市計画環境アセスメントの準備を行うための詳細ルートと、構造の件と都市計画環境アセスメントを進めるための調査、新規事業採択時評価を経て、新規事業化が決定されます。

この計画段階評価に着手してから実施設計が完了するまで早くて3年、通常で5年かかると思われ、その後に整備工事に着手することになりますので、完成までには長期間にわたると思います。

次に、町はどのような整備案を要請していますかについてであります。町としては、これまでと同様に、現在の国道44号と並行する別路線となる釧路別保から根室温根沼に至る119キロメートルの高規格幹線道路、いわゆる自動車専用的高速道路の整備について、厚岸町尾幌から糸魚沢間を優先して整備するよう要請しているところであります。

続いて、2点目の奔渡公住1の通り冠水対策についてであります。奔渡公住周辺は軟弱な地層が広がり、4階建ての公営住宅の周りは建設時から現在までに約30センチメートルから70センチメートルの地盤沈下が起きており、奔渡公住地域の中央を通る、町道奔渡公住1の通りにつきましても、道道側の地盤より低い状況になっているところであります。

奔渡公住1の通りの道路の冠水につきましては、平成元年から平成12年までの間に全体で6回発生し、うち平成5年8月の台風11号、平成11年7月の低気圧のときの計2回、消防ポンプ車の出動がありました。

そのため、平成13年には冠水対策のため、直径70センチメートルから90センチメートルの雨水管を道路中央部に埋設し、雨水は道道別海厚岸線を横断して厚岸湖に放流する排水系統としたところであります。

しかし、雨水の整備を行った以降も冠水被害は発生し、平成13年度以降で2回、うち本年9月の台風13号のときには、再び消防ポンプ車の出動がありました。

これら原因として考えられるのは、雨水管の排水能力を超える時間雨量があったこと、また、流末のはけ口が潮位によって満管に近い状態となっており、管の中の水が流れにくい状態となっていることが要因として考えられます。

この区間の雨水計画は、公共下水道事業計画変更の都度、見直しを行っておりますが、近年の降雨の状況など、周辺の道路や排水系統などを含めた総合的な検討が必要と考えており、ただちに雨水管整備に着手することは難しい状況にあります。

それまでの間、冠水の未然防止対策として土砂の撤去など、排水機能の確保を継続的に行う道路の適切な維持管理に加え、状況に応じ、事前に排水ポンプを設置するなど、周辺の住民に与える不安の軽減に努めてまいりたいと考えております。

なお、地域一帯の雨水計画につきましては、今後状況を観察しながら十分な検討を行い、対策を講じてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

3点目のご質問については、教育長からお答えをいたします。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、教育長就任に当たり、3点のご質問をいただきましたのでお答えいたします。

初めに、教育長就任に当たっての意気込みと取り組みの重点についてであります。

私の教育長就任をもちまして、新教育委員会制度が正式にスタートしたわけですが、教育行政の執行に当たりましては、昨年策定された厚岸町教育大綱の理念及び平成28年度教育行政執行方針の具現化を目指して、町長部局との密接な連携はもとより、教育委員会内部の組織連携を図ってまいります。

その上で、教育行政に臨む私の抱負を述べさせていただきます。

急速な技術革新により、今後10年から20年程度で半数近くの仕事が自動化されるという予測があります。先を見通すことが困難な時代を生き抜く子どもたちに、自らの未来を切り開いていく力を育むことは家庭、学校、地域社会に課せられた重要な課題であります。教育委員会といたしましては、これら三者が担うべきそれぞれの役割を明確にするとともに、家庭、学校、地域社会がそれぞれの場で子どもの教育の主体者となる環境づくりに努めてまいります。

また、何を重点に取り組まれますかにつきましては、次の3点を申し上げます。

1点目は、キャリア教育の充実です。子どもたちが豊かに学び、たくましく生きる力の原動力の一つに、将来への夢や希望、目標があると思います。家庭、学校、地域社会が連携した教育を推進し、子どもたちが将来を見通して学び、生活する力を育みます。

2点目は、安全教育の充実です。防災教育、防犯教育、情報端末機の適切な利用など、家庭、学校、地域社会が共通の課題意識を持って、子どもの安全に対する意識や習慣を高める教育を推進します。

3点目は文化、スポーツの振興です。申し上げるまでもなく、知、徳、体の調和のとれた人間形成にとって、芸術文化やスポーツが果たす役割は非常に大きいことから、町内の関係施設、人材等の教育資源の有効活用を図ります。

次に、新制度による教育長に就任されましたが、従来と異なる点がありますがどう対応されますかについてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されておりますが、この改正法による新制度の教育長が従来の教育長と大きく異なる点は、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化した、教育長としての責任の所在を明確にしたこと。また、教育委員会会議の主催や事務の執行など、会務を総理することとなり、教育委員会を代表するとされております。

このたび改正された法律の趣旨であります。教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化を図り、また、迅速な危機管理体制の構築、さらには地域の民意を代表する町長との連携の強化を図ることであることから、私といたしましても、この法律の趣旨にのっとり、総合教育会議等で町長と教育委員会が相互連携を図りながら、一層民意を反映した教育行政の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、床潭小学校の閉校式がとり行われました。3月まで児童にどう対応されます

かについてであります。

来年３月で閉校する床潭小学校の閉校式及び思い出を語る会が11月27日に行われ、町内外から約200名の参加者が集い、学びやとの別れを惜しみました。床潭小学校6名の児童の堂々たる発表に惜しめない拍手が送られていたところです。一つの区切りである閉校式が終わり、私は床潭小学校の児童には、残された３月までの期間を有意義に過ごすとともに、学年に応じた学力、体力、心の育成をしっかりと図り、卒業、進級させることが重要と考えております。

現在、床潭小学校では、これまでの教育活動を継続するとともに、進級先での授業規律や生活の決まりに合わせた学習や生活に取り組まるなど、準備を進めているところであります。

また、４月以降の受け入れ体制は十分ですかについてですが、これまで統合校である厚岸小学校との交流学习を２回実施しており、３回目を１月31日に予定しています。回を重ねるたびに児童間の距離が縮まり、両校にとって豊かな学びが展開されております。また、教職員間の授業交流や情報共有も頻繁に行われており、新年度に向けて児童の実態に応じた体制づくりの準備が進められております。

教育委員会といたしましては、床潭小学校の児童が床潭の子どもとしての誇りを胸に安心して就学できるよう、これからも教育環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

●議長（佐藤議員）　８番、南谷議員。

●南谷議員　まずは、国道44号線の整備についてお尋ねをさせていただきます。

大変詳しいご説明があったわけですが、なかなか町長は積極的に陳情活動や要請活動は、私もしておられると見ておりますが、町民にはその活動というのはなかなか見えないのですよね。

所管するのはまちづくり推進課だと思うのですよ。この辺の活動というのは、厚岸町だけではなくなかなか国に要請活動をしてもまずい部分もあるだろうし、厚岸町としてしっかりやっていかなければならない、非常に難しさもあるかと思いますが、私は、町長よく言うのですけれども、まちづくりは人づくりと言うのですけれども、将来の厚岸のまちづくりにはこの道路の路線というものは大きな影響を及ぼすと思います。そういう意味では、もう少し担当課が町民に対してアクセスをするべきではないか、こういう動きをしていますよと言えるところまで、しっかり町民の意思を組み込んで、将来のまちづくりに道路づくりというものは反映していただきたいな、そんな思いで今回質問をさせていただきました。

その上でお尋ねをさせていただくのですが、先ほどの答弁では粛々やっておられることはよく理解できたのですけれども、今日別保インターができました、そこまで。ですけれども、この44号線との接点はどうなるのだろうというのが厚岸の町民の皆さんのやはり期待するところではないのかなと。いろいろな説がありますよ。道道自動車道が中標津のほうに向かう道路が厚岸のほうに近づいてくるとか、いろいろなことがあるのですけれども、今現在見えるのは別保インターがあるわけですから、この別保イ

ンターと44号線がどうなっていくのだろう、この44号線の高規格化、こういうものについて、町としてどのような取り組みをしていくのか、まずお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 現在工事中であります道央自動車道の釧路別保インターチェンジは、平成30年度の完成予定ということで公表されております。

そのインターチェンジは、国道272号線、この道路がちょうど44号線との交点から中標津町に向かう国道でございます。この272号線の途中、44号との交点から約600メートルくらいのところにインターチェンジの工事を今、行っているということでございます。

このインターチェンジは、高速道路としては根室温根沼に向かうための高速道路の過程であるインターチェンジという押さえでございます。それで、国道44号線から中標津に向かう272号線、これは一部切り替え工事などはしておりますが、ここは地域高規格道路、いわゆる自動車専用道路ではございません。自転車も人も通れる道路として、普通の一般の国道よりは一つ規格を上げた地域高規格道路として整備されているものでございます。ですから、この道路がいわゆる自動車専用道路の高速道路になるということはありません。というのは、沿線の自治体がそういう要請活動していないからでございます。地域高規格道路としての整備要望をずっと行っております。現在も行っているということで、この工事も行われているということでございます。

ですから、釧路根室間の建設促進期成会や釧路地区の高速道路の整備促進期成会など、道央自動車道の整備、延伸に向けてかかわる各団体は、全て同じく根室まで、いわゆる国道44号線と並行する別線として、自動車専用道路の高速道路の整備を要請しているということでございますから、道路の規格の違い、それと今の別保インターチェンジの工事の進み具合をもって、ちょっと272号線が中央分離帯などができて規格が切り替わった道路が、今までよりも立派な道路になったものですから、ちょっと勘違いされている方もいらっしゃると思いますけれども、北海道開発局が一貫してそういうような公表をしております。

ということで、ここは別の規格の道路ができるということで押さえていただきたければと思います。

まだ事業化になっていない道路についてあれこれ申すのは、いわゆる形になっていないものですからなかなか難しいという状況にあります。整備要請活動をしても、道路局のほうでは、まだ事業化もなっていないのに整備要望というのはおかしいと言われます。まだ計画も何もないわけです。ですから、その前の事業化になる前提としての計画段階評価に早く着手してくださいというのが、今の要請活動の実態だということです。各地区で、今、もうこの沿線で4回シンポジウムをしていますけれども、そういう前提でのシンポジウムになっているということです。我々はこれだけ高速道路を待ち望んでいるのだということでの活動でございますから、それはご理解いただければと思います。

なお、高速道路の整備要望については、こういう形でしているのだというのは広報あつけし、こちらのほうにも掲載していただきたいということは、内部的には私どもも総務課のほうにはお伝えしているのですけれども、いまだまだシンポジウムの形ですね、厚

岸町で行ったときは広報で特集していただきましたけれども、その後またこういった活動の中でどういう要望をしているのかというのは広報の中でお知らせしていきたいと考えます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 ちょっと理解できないところもあるのですが、おおむねわかりました。

そうしますと、厚岸町内の尾幌糸魚沢間の私も早期着手というものを強く要望されてきていると、そのことに関しては敬意を表しているのですが、いま一つ、今、課長言われたとおりに、交点というのですか、272と釧路44号線との交点、今の説明ですと、現道の44号線は、別保の坂をおりたところを今、工事やっているのですが、あれから600メートル中に入ったところで交点になると、インターになっていくのかなということよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 深山から釧路側におりていって信号機がございますよね。信号機のところで中標津に向かう、こちらから行くと右折するライン、真っすぐ行くのは44号線ですが、その踏切のところから中標津に向かっていく272の600メートルくらい先がインターチェンジになると聞いています。

もう既に、釧路西インターチェンジからの橋梁の基礎の工事がもうできていますから、そこを真っすぐなぞっていくと、大体この辺にインターチェンジができるのだろうなというのは現場に行くと大体想像できると思います。その辺りということで、もう既に開発局のほうでは公表をしているということでございます。

その道路はおりと272に直接おりの構造になります、現在の工事では。ですから、272におりて44号線ともつながりますから、44号線を利用している人も高速道路に乗れる形になる。それからおりのこともできるということになります。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 確かにね、おたくらのほうはそういうことで開発と折衝していく中でわかるのですが、私ども議会としては、総産の委員会でもそのような報告というのは1回もないのですよ。はっきり言って。私これ去年から2回目なのです、この質問するのは。でも、町民の多くの皆さんは、今、課長が答弁されたように、あそこに橋ができて高いものができている。でも、多くの町民はどうなるのだろうというのが見えないのですよね。私はこれではまずいと思うのですよ。やはり将来の厚岸の町にどう道路というのは、産業の上でも観光の面でもいろいろ重要性があると思います。その交点というものがどうなっていくのだろうというものは、やはりまちづくりのためには町民に理解をしていただかなければ私はないと思うのですよ。そういう意味では私もこれからこういう問題について積極的に委員会でも取り上げていきたいと思うし、折あれば委

員会のほうにも報告をしていただきたいと思います。

今から1702年、314年前の今日、12月14日、赤穂浪士が討ち入りをしました。実際には15日の3時半なのです、午前。この間、浅野内匠頭が亡くなってから2年たっているのですよ。僕はよく、この前テレビを見ていたのですけれども、討ち入りの集合場所は吉良さんの真ん前だったそうです。米屋さん。それに太鼓も打っていないし、ですけれどもこの2年間の間に用意周到な計画を練ってこられた。私は浅野さんとか吉良さんが、どちらがどうのこうのということはないのですけれども、なぜこの話をしたかという、少なくとも事をなすには2年間、ただのんびんだらりとしていたわけではないのですよ。2年間必死な思いできちんと整理をされてきた。そして物がなったのですよ。ならないかもしれない。やはり、厚岸町の道路、人づくりというのは私は大きな柱だと思うのですよ。そういう意味では、まちづくり推進課として全精力を掲げてこの道路の進捗には取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。これは私の重要な施策としての一つでもあるからであります。

この釧路根室間119キロ、先ほど答弁で申し上げたとおりであります。そういう中で、27キロの糸魚沢尾幌間を優先的に整備していただきたいという、我々の努力が実ったのです。

ですから、今、赤穂浪士の話がありましたけれども、いろいろな要請活動、そしてまた、それぞれの関係者における協力があつたからこそ、こういう結果に相なったわけでありまして、早期に着工していただきたい、さらに要請活動を活発にしていかなければならない。

しかも、先ほどの第1回目の答弁でもお話しいたしましたが、釧路根室の沿線の関係する自治体は厚岸だけではありません。浜中、根室、釧路町、釧路市もあるわけでありまして。しかしながら、地元として何とか早期に着工にこぎつけたいという気持ちを持って、先ほど答弁いたしましたとおり、厚岸町の産業界、経済界を挙げて、私を中心としてそれぞれの関係者に要請をさせていただいたところであります。

さらにはまた、先ほど厚岸町の要請活動についてだけの質問であつたわけでありまして、その活動日程等についていろいろとお話をさせていただきましたが、北海道知事が会長いたしております北海道高速道路建設促進期成会というものもあります。これも糸魚沢尾幌間を優先区間として整備をしていただきたい、我々と同様の要請活動をいたしておるところでございまして、ともにこれは釧路根室間のみならず、北海道の問題としても北海道知事も中心になって動いているという点もご理解をいただければと、そのように考えておるわけでありまして、どうか町民への周知の件についても今後いろいろと考えていきますが、最善の努力をしながら今日まで活動しているという点につきましてはご理解をいただければと思うわけでありまして。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 2点目にまいります。

この場所なのでございますが、冠水する場所でございますね。東に3野日側の山、南のほうには桜通りの東側に霊園の山、そして西のほうには御供山があります。本当に三つの山に囲まれた盆地となっております。近年の大雨、異常低気圧等、台風などによる異常低気圧、私の調べさせていただきただけで、過去に平成元年8月17日、台風14号、このときには膝の高さまで道路が冠水。平成4年9月11日、台風17号、車の乗り入れ不能。平成5年8月28日、台風11号、消防ポンプ車出動。平成10年8月30日、大雨道路冠水、土砂流出。平成10年9月16日、台風5号、道路冠水。平成11年7月14日、異常低気圧、消防ポンプ車出動。平成25年9月16日、台風18号、道路冠水。そして今年9月8日、台風13号で消防ポンプ車が出動をしております。ポンプ車が出動したのは3回でございますけれども、あの一带、道路を乗り越えて干場にも冠水をしております。昆布の時期などは干場の石を洗わなければならない状態に陥っている。

今年の9月8日、大雨のときに現地に出向きました。町営住宅の皆さんは既に車を高台のほうに避難をしておりました。ですけれども、やはり玄関からは長靴では出られない状況にありました。もし救急車でもって、高齢の方が1階におるわけでございますが、救急車が行っても近くまでいけない状態にあった。また、近隣の住宅は家の回りがほとんど五、六十センチ冠水をしておりました。玄関からは長靴で入れない状況にあった。本当に悲痛な思いですよ。玄関からあと10センチで床上浸水になる。皆さんどうですか。自分の家が床上浸水になったら、壁紙、家財道具も全部水没ですよ。近年の異常低気圧の中で常にそういう状況にあります。当然、先ほどの答弁では、応急処置はします、これから検討します。じゃあ、いつ対策してもらえるのかな。もう少し調査をして、どうするのだという答弁をいただきたいと思いますが、納得ができないので再答弁を願います。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） ただいまのご意見の中には、答弁の中で、平成13年に既に対策工事をさせていただいたわけでありまして、その後に至っても先般再び膝上の高さまで来る冠水があったということで、これは今後において、役場関係各課が現状認識を共通の災害への危機意識を持つことができっております。

その上で、今後地域一帯の災害対策を含めた水の取り組みについて、状況観察をさせていただきながら進めてまいりたいと思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 ぜひどういう方法ができるのか、しっかり調査をしていただいて、一日も早い対策を講じるようにしていただきたいと思います。

次にまいります。

教育長にお尋ねをさせていただきます。意気込みと重点取り組みでございますが、三

つの重点目標を掲げていただき、意欲的に取り組んでいただきたいと期待をしております。

特に、児童生徒の将来、技術革新により機械の自動化や社会環境の激変など、先を見通すことが困難な時代、自らの未来を切り開いていく力を育むため、家庭、学校、地域社会が抱える課題を明確にしていくということをおっしゃっていただきました。私も厚岸の子どもたちがどんな時代にもたくましく生き抜く環境づくりが、生き抜いていけるような環境づくり、全く同感でございます。しっかりと使命感を持って、教育長の任に当たっていただきたいと思います。頑張ってください。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 教育行政の執行に当たりましては、先ほどの答弁の中でも何度か家庭、学校、地域社会の連携という言葉を使わせていただきました。その中で、子どもたちにたくましく生きる力を育んでいくのが私どもの責務だと考えております。

厚岸にあるさまざまな恵まれた環境、自然であり産業であり、各種の施設であり、高校、翔洋高校も含めて、恵まれたこの環境をまず子どもたちが、その恵まれた環境を十分理解すること。その上で、自分たちの未来をしっかりと見据えて、地に足をつけて子どもたちが厚岸で学び育っていく、そういう環境づくりを家庭、学校、地域社会連携してつくっていききたいと考えておりますのでご理解ください。

●議長（佐藤議員） 8 番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。

新制度による教育長についてお伺いをさせていただきます。

本町の教育行政に、町長や理事者側との連携が密になることは、民意が反映されることが迅速な危機管理、町長や教育長等の理事者側との連携は私もしっかり取り組んでいかなければならない。そして、民意が反映されるような迅速な危機管理対応など、こういうことが可能になるということは、私も先ほどの答弁のとおりだと感じました。

そのようなわけでございますが、答弁で政治的中立や継続性、安定性を確保しつつ、と述べられておりました。この辺の内容を、この三つ、政治的中立性、それから継続性、安定性を確保しつつというのですけれども、もう少し具体的な説明を求めます。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 人格の完成を目指して行われる教育におきましては、その中立性の確保が極めて重要というふうに認識しております。このため、教育行政の執行に当たりましては、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保するということが非常に強く求められると思います。

また、継続性、安定性の確保を図るということも加えましても、例えば選挙で選ばれる自治体の長から独立した、合議制の執行機関である教育委員会が行うこととされてい

ますけれども、これも中立性を確保する一つの場面なのかなと認識しております。

また、継続性、安定性についてでございますが、厚岸町で昨年総合教育会議が開かれました。その中で、27年度から29年度までの3年間の指針として、教育大綱が策定されております。この教育大綱を受けまして教育行政執行方針が作成され、町内の各小中学校におきましては、この教育行政執行方針を受けてそれぞれの学校の経営方針であり、経営の重点が策定され、学校の教育活動が展開される。つまり、3年間の指針となる教育大綱が策定されたことによりまして、各学校の現場で教育の継続性といいますか、安定性というのが明確に図られるようになったということが一つ言えるのかなと思います。

また、教育委員の交代の時期についてでございますが、教育委員の交代の時期も重ならないようになっております。したがって、教育委員が大量に一度に交代することによって急激に教育行政の方針が変わるとということが避けられる、そういうシステムにもなっております、そのことが教育の継続性、安定性ということにつながっていると理解しております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 床潭小学校についてお尋ねをさせていただきます。

閉校式、6名の児童は床潭小学校の校訓、強く正しく健やかに、この校訓をまさに実践をされ、力強く大きな声、きびきびとした行動、本当に頼もしく育っているなど実感をいたしました。

ただいま教育長から、現在の学校の対応、今後の対応について伺いました。私は6名のたくましい児童たちが新たな環境で、床潭小学校で培ったたくましさや、この行動力を新たな環境でも今の元気さを失わないような環境づくりをしていただきたいと切望するがいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私、かつて3年間床潭小学校に勤務しました。この間の閉校式、そして思い出を語る会にも出席をいたしました。

子どもたちの様子を見て、当時の子どもたちの面影が重なるお子さんもいましたけれども、随分たくましく成長してくれたものだと感じを受けた者の1人でございます。

また、統合校となる厚岸小学校にも10月まで1年半勤務をしております。私といたしましては、両校が持っている校風の魅力といいますか、両校のよさ、十分理解しているつもりでございます。統合された後、床潭のお子さんが厚岸小学校に登校するわけですが、私は両校の校風が自然に接続するような形で、上手に環境づくりをしてくれる教職員が、今からもう既に何度も会合を持って打ち合わせをしておりますので、そしてまた両校の子どもたちの様子も私はよく理解しておりますので、十分、議員おっしゃるように子ども達が大きな戸惑いなく、厚岸小学校のほうに通えるようになるのではないかなと思っています。

また、教育委員会といたしましても、これから先、二つの学校が連携を図っていくと

ころに、教育委員会といたしましても支援をしまいたいと考えております。
ご理解願います。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、1番大野議員の一般質問を行います。

1番、大野議員。

●大野議員 本定例会において、先に提出をしております通告書に従い、質問をさせていただきます。

1点目は、人口減少対策についてであります。（1）全国的にどの地域でも人口減少が続いております。少しでも歯どめをかけなければならないと思います。まずは、若者の仕事の場の確保と子育て支援だと思いますが、町はどう考え、どう対策するつもりなのかをお聞きしたいと思います。

2点目、町営牧場についてであります。（1）堆肥センターのカラスやカモメの対策をどう考えているか。また、そのカラスなどによりせっかく収穫した牧草などが被害を受けて、カビや腐敗の原因となって牛に食べさせられなくなっている現状をどう考えるか。ラッピングマシーンを導入してラップサイレージにしてはどうか。

2として、ロール置き場の整備をすべきと考えますが、どう考えているのかお尋ねをしたいと思います。

私の質問とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の人口減少対策について。全国的にどこの地域でも人口減少が続いている。少しでも歯どめをかけなければならないと思う。まずは、若者の仕事の場を確保することと子育て支援だと思うが、町はどう考えてどう対応するつもりなのかについてですが、町では本年3月に人口減少問題に対応するための5カ年計画である、厚岸町未来創生総合戦略を策定いたしました。

この戦略は、私を本部長とする役場内組織である厚岸町未来創生推進本部内の産業・雇用部会、移住・交流部会、出産・子育て部会、暮らし部会において、関連する団体等の意見交換を行うとともに、産業、学校、金融、報道、労働関係などの方々19人で組織する、厚岸町未来創生推進会議において、5回にわたって各方面から意見をいただきました。

一方、厚岸漁業協同組合、釧路太田農業協同組合、厚岸町商工会、厚岸水産物買受人組合、厚岸観光協会、厚岸町女性団体連絡協議会の代表の方々と私が直接意見を交わす、厚岸町未来創生懇話会を5回開催するとともに、町議会議員の皆様にもご説明申し上げ、意見をいただき、また草案を公表して広く町民の意見を求め策定いたしました。

平成28年度は、この戦略をもとにした施策展開する実質1年目であり、年明けには町

民組織である厚岸町未来創生推進会議において検証していただき、その上で、平成29年度はさらに施策展開を進め、2040年の目標人口、7,429人を保てるよう最大限の努力を重ねていきたいと考えております。

若者の仕事の場の確保と子育て支援は、厚岸町未来創生総合戦略の四つの目標のうち二つに定めており、具体的な施策、取り組みを項目立てして取り組んでおります。

四つの目標で示す施策を総合的に推進することが重要であります。町の元気な源である第一次産業の振興と、将来を担う子どもたちへの支援を特に重点施策と位置づけして推進することとしております。

目標の1ですが、漁業と農業の活力で地域経済が元気になる厚岸としております。

これは漁業と農業が基幹産業として発展してきた本町にとって、これらの産業を持続的に発展していくことが人口減少を抑制する上でも重要であり、漁業と農業の振興によって、第二次産業、第三次産業の関連産業も活力を持ち、雇用状況も改善されるものの考えのもと、目標としたものです。

その基本方向の一つ目に、経営安定化による漁業の魅力向上と担い手確保とし、主な施策として、資源管理型漁業の推進、増養殖事業の推進、漁業経営の安定化による担い手の確保、水産基盤整備による地域の魅力向上の4項目を掲げ、具体的な取り組みとして20項目のうち、新たな項目としてカキ人工種苗生産体制確立に向けた取り組みへの支援、ホタテ籠養殖試験事業に対する支援、収量環境対策として効果が期待される昆布小型選別機、カキばらし機導入の促進の3項目は実施中であり、新規着業者支援体制の件と、厚岸漁業協同組合地方卸売市場の移転に伴う、周辺エリアのあり方検討、厚岸漁港港北地区の跡地利用の検討の3項目は引き続き検討を進めることとしております。

二つ目に、農業の持続的発展と経営基盤の強化として、主な施策として農業経営の安定化、担い手の育成確保、環境と調和した農業の推進の3項目を掲げ、具体的な取り組みとして、10項目のうち、新たな項目として、バイオマス産業都市構想の認定に向けた検討については、釧路太田農協と検討中であり、協業化に向けた支援の検討、農家の乳量増加に向けた支援の検討、就農にかかわる資格取得への助成検討の3項目は、引き続き検討を進めることとしています。

三つ目に、林業労働力の確保として、主な施策を造林事業の安定的確保として、具体的な取り組みは継続実施する3項目としております。

四つ目にきのこ産業の活性化とし、主な施策をきのこ産地としての基盤強化として、具体的な取り組みとして、6項目のうち、新たな項目として、きのこ生産者組織の一元化に向けた支援、きのこ菌床センター製造部門の民間委託に向けた検討の2項目に取り組むこととしております。

五つ目に、中小企業者の経営環境等の整備支援と雇用の安定確保とし、主な施策として経営環境等の整備と創業支援等、仕事や就業活動に役立つ支援、ふるさと納税制度の活用の3項目を掲げ、具体的な取り組みとして、13項目のうち、新たな項目として返礼品の設定によるふるさと納税の促進は実施中であり、厚岸町中小企業融資の貸し付け条件等の見直し、町内事業所の求人情報の町内外への発信、ハローワークとの連携による求職求人の相談対応の3項目については準備検討中であります。

次に、目標の2で、子どもを安心して産み育てられる厚岸としております。

これは結婚、出産に関する希望を実現するため、手助けとなる施策を講ずるなどして、子どもを安心して産み育てられるようにすることが当然、人口減少の歯どめ対策として重要な取り組みであるとの考えのもと、目標としたものです。

基本方針の一つ目に、子どもを産み育てやすい環境の整備として、主な施策として、結婚支援と出産、育児環境の整備を掲げ、具体的な取り組みとして、9項目のうち、新たな項目として北海道が行う婚活支援施策との連携、特定不妊治療費助成事業、妊娠、出産、育児支援強化事業に取り組んでおります。

二つ目に、子育て支援の推進として、主な施策として、子育て支援の充実、保育所運営等の充実、親子の多様な学習機会への充実を掲げ、具体的な取り組みとして、13項目のうち、新たな項目として放課後児童クラブの6年生までの受け入れ拡大、保育料の助成の拡充、小学生までの医療費の無料化の3項目は実施中であり、子育て支援センターの土曜日開設検討、保育所保育時間の延長検討、土曜日の保育時間延長検討、安全な保育環境の整備の4項目については、引き続き検討を進めているところであります。

三つ目に、教育活動の充実とし、主な施策として、質の高い教育環境の整備と教育支援の充実、自ら夢や希望を実現する教育の充実を掲げ、具体的な取り組みとして、10項目のうち、新たな項目として、教育用携帯情報端末導入、夢に向かって努力することの大切さの学習、文化振興助成の拡充、スポーツ振興助成の拡充の4項目について実施しているところであります。

今後においても、これら未来創生総合戦略に掲げた取り組みについて、引き続き継続事業の充実を図るとともに、未実施の項目についても実現に向け検討を進め、厚岸町未来創生総合戦略に掲げた目標を達成できるよう、施策取り組みをしっかりと推進し、町の人口減の抑制を図っていきたいと考えております。

続いて、2点目の町営牧場についてのうち、初めに堆肥センターのカラスやカモメの対策をどう考えているのか、またそのカラスなどにより、せっかく収穫した牧草などが被害を受けて、カビや腐敗などで牛に食べさせられなくなっている現状をどう考えるか、ラッピングマシーンを導入してラップサイレージにしているかどうかについてであります。現場担当者に聞くと堆肥センターの設置以降、また近年は生ごみの受け入れをするようになってからは、カラスやカモメの飛来数が多くなっているようであります。

このため町営牧場では、牧草ロール山を網で覆うほか、厚岸町野生鳥獣被害対策協議会と連携し、ハンターによる銃器での駆除作業などの対策を講じております。

また、これまで町営牧場では収穫期における作業体系や運搬体制、コスト削減などから牧草ロールはラップを巻かずに300個程度の山に積み上げ、通気を遮断するためにビニールシートをかける方式を主体とし、残った牧草ロールを2台のラッピングマシーンでラップ処理してきており、昨年まではカビ等による大きな被害はありませんでした。

しかし、例年にない異常気象による長雨に見舞われたことは、一番草も二番草も生育状況が悪く、粗飼料の品質低下と収量の減少が生じていた中、カラスなどにより二番草の牧草ロールの山にかけていたシートに穴をあけられ、雨水や空気が入り込み、カビによる不良発酵で牛に給餌できない牧草ロールが多数発生し、対応に苦慮しているところであります。

このため、今年の異常気象で収量が減ったことによる対応に加え、カビや腐敗等得不

足する牧草ロールを購入するための経費については、今議会の補正予算案に計上しているところであります。

良質な粗飼料づくりには、できるだけ空気を遮断し、制菌による乳酸発酵が不可欠であり、また不良発酵や自然発火を防ぐためにも牧草ロールにラップを巻くことが現時点では最も有効な手段と考えています。このため、来年の収穫期から稼働できるよう、必要となる作業効率の高い最新型のラッピングマシン等の増強について、既に担当各課に指示したところであります。これにより、一番草の全量とまではいかないものの、リスクの大きい二番草については全てラップ処理することが可能となります。

また、ラップ処理できない牧草ロールについては、これまで以上に牧草ロールの山にかけるシートの枚数を増やすとともに、網目の細かい漁網を活用するなどして良質な飼料づくりに努めてまいります。

次に、ロール置き場の整備をすべきと考えるがどうかについてであります。牧草ロールはシートやラップに穴があくことによる不良発酵はもちろん、設置地面からの水分吸収や直接地面に接することによる有機物混入から不良発酵が起こるリスクが高まると考えられ、牧草ロールの置き場は排水性がいい場所を選定するのが望ましいと考えます。

町営牧場では、牧草ロールの置き場を平成26年度まで牧場事務所の裏と道道を挟んだ場所の2カ所でしたが、後者は地盤が低いため、大雨により河川が増水し浸水した経緯もあることから、一部を除き、平成27年度から堆肥センターと牧場事務所の中間付近に場所を変更しております。しかし、今年状況を踏まえると、堆肥センターの近傍地は適地とは言い難いため、釧路総合振興局と相談し、現在進めている道営事業、セタニウシ団地の整備事業で発生する土を再利用する形で、平成26年度まで使用していた地盤の低い箇所へ搬入し、牧草ロールの置き場として整備すべく、担当レベルで協議を進めております。

今後においても、牧草ロールの品質確保に向け、適切なロール置き場等の整備拡充に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 1 番、大野議員。

●大野議員 今、町長のほうから答弁をいただいたわけなのですが、まず1点目のほうの人口減少対策について再度お尋ねをしたいと思います。

答弁書にも書いてあるとおり、厚岸町未来創生総合戦略、議会でも議論しましたけれども、これの実質1年目ということもあって、そんなにまだ動き出してはいないとは思うのですが、やはり1年でも早く対策を打って、多分若者は中学校卒業時点で進学希望で、高校で厚岸を離れてそのまま大学へ行ってしまう、その人たちが戻ってこないというのが多分、まず第1にあると思うのですよ。

それと、地元の高校を卒業して、第一次産業なら家業の後継者となって跡を継ぐ人、それか町内で就職を希望して町内に勤める人もいるだろうし、また、管内、道内道外へ出ていってしまう人もかなりいると思うのですが、その人らをどう厚岸町にとどめさせるというか、いてもらうための方策、民間企業の努力もすごく大事とは思うので

すけれども、やはり町が何らかの音頭をとって施策を打っていかないと、多分だんだん減っていったしまうのだろうと、そんな気がして質問させていただいたわけなのですが、中学生のアンケートでしたか、6割の方が厚岸町に住みたいというのを何か見たことがあるのですけれども、すごく大事なことなのだなと。その子どもたちの夢まではいかないけれども、その考えをやはり我々が何とかしてその子どもたちの考え方をとどめていくというか、夢を持って厚岸がいい町だと思って多分住みたいなと思ってきている現状をやはり受けとめなくてはならないなとそんな気がするのですけれども、この総合戦略、いっぱい項目を挙げて掲げているのですけれども、まず1番目に第一次産業の振興、農業、漁業、林業、やはり地場産業なので、これを取り進めていかなくてはならない。

だけど、現実問題、第一次産業、農業、漁業、どれだけ後継者が残っているか。調べなくてはわかりませんが、僕はそんなに数多くないと思うのですよね。それだけ今、第一次産業が魅力ないのか、親が継がせないのか、ちょっとわからないのですけれども、やはりきちんと食べていける環境があれば子どもたちは残ってくれると思うのですよね。それを親が自信がないのか、自信を持って跡継ぎと言わないのかかわからないのですけれども、そういったやはり環境をつくるのも、やはり何らかの町の後押しが必要なのだろう。そのために漁協、農協を通じていろいろな事業を町はやってくれているわけなのですけれども、やはりもっと推し進めるべきであろうと思うのですけれども、その辺どうお考えなのか、まずお聞きをしたいなと。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 1回目の町長の答弁でもありましたが、この厚岸町未来創生総合戦略を作成するに当たって、多方面の多くの方のご意見をいただきました。ご質問者のご心配される案件についても、皆さんそれぞれ重要な課題であると認識のもとにご意見をいただいたわけですが、皆さん総じて厚岸町の歴史を振り返ると一次産業とともに、特に漁業、それから今では酪農業、ここがやはりしっかりしていれば厚岸町というのは生き残っていけるだろうと。そして関連産業も周りにはあるわけですから、ぽっと出の企業誘致ではなくて、歴史的な価値のあるもの、これをまず維持していく、できれば伸ばしていきたいということが大事だろうということです。そこは、今、例えば漁業協同組合でももうける漁業と具体的にもうけるという言葉を使っています。やはりもうける、所得が上がることによって後継者も生まれるであろうと、あるいは1回出た方も戻ってくるとということもあるだろうということです。

現実的には、今、非常にカキの養殖というのが充実してきているというか、新しいブランドを立ち上げたりしてカキの生産が伸びております。この一つの厚岸湖、湾という海域は決まった海域でありますけれども、よい質のカキを生産することによって所得の向上というのですか、生産額の向上、1個当たりの単価もアップするということになるでしょうから、そういったことを目指していきたいということですね。

具体的に、一旦町外に出て就職した方も戻ってきているというお話も伺っています、漁師の方で。それはご質問者の言われるとおりだろうと思います。

それで、これは去年、総合戦略を策定するときに、厚岸町出身の高校を卒業した方がどういった状況で次の進路で就職などをしたかというのを調査いたしました。これは、皆さんにご説明したことがあるのですが、今年も同じ調査をいたしました。去年は過去3年分、今年は今年の春の就職状況です、調べさせていただきました。それによると、一旦厚岸の中学校を出て、釧路などの高校を出た人も含めての数字でございますけれども、24年度と25年度は就職を希望した人の、高校卒業生の就職希望した人の約27%の人が厚岸町に就職しているという数字でした。これが26年度と27年度は約5割くらいまで増えています。地元の就職率がですね。

ですから、状況としては好転してきているのだろうなと思います。これはあくまでも高校を卒業した人の数字ですので、やはり志高く大学まで進学したいという方、それから就職の希望というのは、憲法で保障された職業選択の自由というのもありますから、拘束することはできないわけでございますが、ご質問者がおっしゃられるように、ここに住んでいる人たちが厚岸っていいところだとか、もっと活気のある町だとか、そういうふうになっていけば、またそういった方々もUターンなりIターンなり、Jターンなり、いろいろな形でまた呼び込むこともできるのだろうなと思います。そこがやはり大事だということで、各産業団体も経済団体もこぞってここを頑張っていこうというお話でございますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、先ほど私、もうける漁業と言いましたけれども、もうかる漁業と、正式には言うそうでございます。

そういった考え方で、町もそこについては支援する立場で頑張っていきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 今、課長に答弁をしていただきましたけれども、全くそのとおりなのだろうなと。前回、高校を卒業した方にアンケートをとって27%から50%くらいまで年々上昇してきているということは、非常に厚岸町にとってもうれしいことだろうし、それだけ厚岸に戻ってきてくれるということは、今も多分ずっと住み続けてくれているのだろうな、今の若い人は就職したはいいいけれどもすぐ辞めていってしまうというお話も聞きますけれども、そういった魅力ある厚岸のまちづくりに町一丸となって、第一次産業を含めて支援なり何なりをして活気ある町をつくっていただきたいなと、そんなふう思うところでございます。

それと、やはりそうやって若者が戻ってきてくれていて、次はやはり子育て支援の充実というか、拡充といいますか、やはりそうしないと子どもを産み育てないと人口増えないわけですから、まずはやはりそこに次に重点を置く。子どもが生まれたら、まずはやはり医療費の無料化。今、小学生までですけれども、それをやはり拡大していく。それとあと保育料、それから学校に上がってからも支援体制を、教材費とかいろいろ支援していますけれども、その拡充。そうしたことをしていかないと、ああ、厚岸って子育てのしやすい町だなと思われるようなやはり町をつくるというのも僕は大事ではないかなと。短期的に1年や2年ならすぐできるのかもしれませんが、これはやはり

恒久的にずっと継続してやっていかないとならないと私は思っております。

また、今は子どもは親が育てるものではなくて、地域全体で育てていこうという国の考え方、そういったこともありますし、やはり厚岸町で生まれた子どもは厚岸町が育てるというぐらいの気持ちでないとなかなか難しいのかなと。また、貧困児童などマスコミ等々で騒がれていますけれども、実態は僕はわかりませんけれども、調べていませんから。そういったものをやはりなくして、誰もがやはりきちんとした教育受けられるような体制にもっていく、そのためには国なり道なり町の支援が必要ですが、やはり末端となる町が本当に親身になって考えていくべきだろうと思うので、そういった支援の拡充をお願いしたいと思うのですけれども、その点についてどうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 子ども・子育て支援ということで、本当に大事な課題だということで、総合戦略の中でも目標の二つ目で、子どもを安心して産み育てられる厚岸ということを目指に立てさせていただいて、いろいろな政策を挙げさせていただいております。

町長の答弁にありましたけれども、平成27年、それから28年、今年度に今までの施策から拡大しているものが随分あります。先ほどおっしゃいました小学生までの医療費の無料化というのも今年から始めておりますし、それから、特定不妊治療費の助成事業というのも今年から制度を設けております。まだ残念ながら使った方はいらっしゃいませんけれども、3人ぐらいの相談は受けております。

それから、保育料の助成の事業についても、今年保育料の改正を何年かぶりにさせていただいて、国の制度に合わせる部分もありますけれども、町の助成の部分では今年も拡充をしているというようなこともあります。

それから、放課後児童クラブの6年生までの受け入れの拡大ということも、平成27年から子夢希児童館で始めておりますし、28年、今年からは友遊児童館でも始めているというようなことで、一つ一つそういった政策は、去年今年と随分増えております。今までにやってきたものも含めて、引き続き充実をさせていくということはやっていかなければなりませんけれども、そのほかに、今、重点的に検討を進めている部分では保育所の延長、時間延長の部分ですとか、保育所の整備の関係などは今、検討を進めているというようなことで、すぐにはなかなかできませんけれども、一つ一つ整備ができる方向に向かって頑張っていきたいなと思っております。

●議長（佐藤議員） 1 番、大野議員。

●大野議員 子ども・子育て支援についても今、課長の答弁をいただきました。まさにそのとおりなのだろうと。全部一遍にやれと、これは限られた財源の中ですからなかなか難しいのですけれども、着実に少しずつ前進していっているのは目に見えますので、こういった今後の検討項目も踏まえて、やはりきちんと対応していただきたい、町民のためにやっていただきたいなと思います。

町長にお願いですが、今期あと半年ちょっとですよね。ぜひ来年度予算で支援の拡充をお願いしたいと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

昨年、国勢調査が行われたわけであります。その結果、全道179ある市町村のうち、171市町村で人口減少があらわれております。その一つが厚岸町でもあるわけでございます。札幌一極集中です、北海道にあっては。全道的に減少している中で札幌市だけが増えている。4万人増えているような状況にあるわけであります。そういう中で、厚岸町も昭和35年をピークにして、実は本年の11月末現在では9,748人になってしまったわけであります。これは住民基本台帳であります、毎月減少いたしております。我々といましては、今、それぞれ担当課長からお話がありましており、抑制すべきである、人口減少を何とか抑制したいということで、いろいろと努力をされているわけでありますが、実際はそういう数字になっているということであります。

これにはいろいろな原因があります。実は、厚生労働省が発表した2014年の資料であります、初婚ですね、初めて結婚する人、男性は31.1歳、女性は29.4歳であります。そうしますと当然、女性が第一子を出産する年齢というものが高くなるわけであります。昭和55年のときは26.4歳、初出産が。平成26年、昨年は30.6歳です。そういたしますと当然、昔は5人も、我々の時代は8人10人もいたという時代でありますが、高齢が遅くなっているという実態を考えますと、出産もそのような状況にあるということでございますので、だからといって厚岸町だけでは何とかいろいろな面の対策を講じて頑張っていかなければならないと思います。

そこで、ちょっと長くなりましたが、来年に向かっての予算の件であります、子育て支援対策については重点的に講じてまいりたい、お約束をさせていただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 力強い答弁どうもありがとうございました。

次に移らせていただきたいと思います。

町営牧場の堆肥センターのところのカラス、カモメ、生ごみ収集を始めてから飛来数が多くなってきたよと、これは目に見えて本当に増えてきているのですよね。何度か駆除、年に何回か駆除はしているとはお聞きしたのですけれども、実際のところ、これは野生鳥獣被害対策協議会、町内のハンターさんたちと連携してやっているのだらうとは思っているのですけれども、何回ぐらい行っているのですか、これ。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 厚岸町野生鳥獣被害対策協議会事務局としてお答えさせて

いただきたいと思います。

今、ご質問にありましたとおり、カラスの駆除対策につきましては、農家さん等からのご連絡をいただきながら、ハンターさんのほうに要請を行いまして、年間5回程度実施しているところでございます。

特に牧場等につきましても、町内全域でございまして、なかなか1回行っても散弾での駆除です。電線にとまっているカラスを撃つわけにもいかない、飛んでいる状況とか、とまっている、地面にいるものということです。1発放してしまいますとなかなかその後の駆除ができない。1回巡回していただいた中で、多くとれて10羽程度という数字にはなっていますが、昨年度、27年度におきましては、年間の駆除目標については400羽目標にしているのですが、なかなか駆除対応163羽、さらには26年度には400羽に対して197羽ということで、それぞれハンターさんのほうにも出向いていただきまして努力いただいているところですが、やはりなかなかカラスの駆除というのは、銃による駆除というのやはり厳しい状況があると。ただし、こういう中での駆除については、今後も継続しながら、やはり被害を少しでも減少させるような取り組みにつきましては継続してまいりたいということを考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 160羽とか190羽くらいは駆除しているよ、そんなものでは全然減ったうちに入らないですね。

確かに1発撃つと逃げてしばらく帰ってこなくて、そのうち夜になってというのが繰り返してしまうのだらうなと思うのですが、やはりあそこは牧場ですから牛の近辺にいる間は発砲できないだらうし、夏場の限られた時期なのだらうなと思うのですが、やはり今、継続してやっていくしかないと言われていまして、ぜひ根気強くというか、あまり減らす格好にはならないのかもしれませんが、やはり何かの措置をしながらやっていただきたいなと。

そこで、今度は牧草なのですが、答弁書には機械を導入して来年度からやっていきますと書いてあるのでよかったなと思うのですが、この機械、牧草って6月下旬から始まるのですが、それまでにちゃんと予算措置をされてちゃんと導入されるのでしょうか。

それと、この牧草ロール、次のところに書いてある置き場の整備、これセタニウシ団地の土を持ってきて云々かんぬんと書いてあるのですが、このセタニウシの事業はどんなことをやる事業なのですか。その辺もお聞かせ願いたいと思います。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） まず最初に、ラッピングマシンの導入時期ということです。

町長のほうから指示いただきまして、今、実は来年度からの3カ年の実施計画の調整作業を今、進めているという状況です。それと、来年度新年度予算についても調整を進

めているという状況の中で、早速、担当課のほうとも私どもが入らせていただいて協議をさせていただきました。

今、当面考えているのは、今、町営牧場で旧式にはなるのですけれども、2台のラッピングマシンがあります。ただ、これについては町営牧場にロールを持ってこないとラッピングできない、ラップをかけられないという機械なのですね。そして今、大野議員のところはそうだと思いますが、農家さん方が入れているのは、装置のほうに持ち込んで行って、ロールにしたものを次から次へとその場でラップをかけるということが可能な機械が主として利用されております。そうなるとうかなり作業効率も早いと。どうしてもロールを町営牧場に持ってくると数が限られる、時間も要するということでの作業効率が悪いとありましたので、そういうのも考慮しながら予算措置していただけるように内部調整をしています。

まだ予算は固まっておりませんし、3月までに最終的に詰めるということですのでけれども、町営牧場も6月中過ぎから一番草の収穫に入りますので、できればそれに間に合うような形で導入できるように予算措置をとということで考えておりますので、今の案としては当初予算の中で盛り込まれるように調整をしているということでございます。

それと置き場、ロール置き場の件です。

どうしてもあそこの地形はちょっと伝えにくいものですから、道道を挟んでという言い方していますけれども、標茶に向かっていく道道から上風連大別線に曲がった右手のところなのですのでけれども、大野議員はご承知かと思いますが、その場所に以前はロールの山を積んでいたのですね。ただ、平成25年、26年辺りに大雨降ったときに、そこに堆積をしていたロールが水没してしまったということで、いろいろな叱責を受けたりもしました。

それで、27年度から、今の場所に一部を、全部は動かしていないです。まだその場所にも高い部分がありましたので、その部分には残していますけれども、低い部分の部分は動かしました。今回こういうようなことが起きてしまったということで、私どもも適当なロール山を置く場所を考えたのですけれども、やはり場所としてはあそこの場所が、26年まで使っていた場所が場所的にはいいのです。ただ低いということで、ただそれを町で予算で措置すると、かなり造成というのはかかるものですから、何とかいい方法がないかということで、実は総合振興局のほうにも相談をさせていただいたということです。

今、道営のセタニウシ団地、町営牧場のセタニウシ団地の道営事業を行っています。来年、水飲み場等の整備をする予定になっています。そうすると、そこをつくるための土が出てくるのです。初めは北海道総合振興局もちょっと残土をそこにというようなことは難色を示したのですけれども、いやいや残土ではないと、再生利用させてもらいたいのだ、厚岸町としてはということでお話をさせていただいたら、それであれば問題はないだろうと。今のセタニウシ団地のところから持ってくる土を、今、置こうとするところも草地です。そして農業施設用地にもなっているところですから、当然農場の問題もないということを確認させていただいて、ぜひその土をその盛り土用に活用させていただきたいのだと。そして、ある程度の高さを確保できたらそこにロールを置く、あるいはそこでもし充足できるような土が出れば、またそのほかの部分での適地を見出し

て、そちらのほうに土を置くという手だてを探っていきたいということで、総合振興局と協議をさせていただいております。おおむねの残土量は出ておりますけれども、ただ、今、ロール置き場にしようとしているところの、その必要量は逆に出していないものですから、そちらのほうの調整をしながら、ロール置き場の整備を順次進めていきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 1 番、大野議員。

●大野議員 中身はわかりました。

セタニウシ団地の水飲み場の整備を図るのに、残土を持ってきて、低い土地を高くするよということなのであれなのですけれども、多分土、しょせん土ですから、多分高くした上には砂利等々を引いて、さらに細かい目つぶし状のものを引いていないと多分、雨降ったら入れなくなるのではないかなと想像はつくのですけれども、そういった整備も含めてきちんとやっていただきたいなと。また二度手間、三度手間がかからないような方策で対応していただきたいなと思います。

ラッピングマシンのほうも、3月まで煮詰めて、何とか間に合うようにはしたいということなので、その辺をよろしく願いしたいと。

以上で、終わります。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 一つ付け加えるのを忘れたのですけれども、置き場ですね、ロール置き場。これ来年度のセタニウシ団地の事業の中でやるものですから、来年度の工事で動くのですね。ですから、来年はちょっと活用という部分はずぐには使えないと思うのですね。だから、今、今年の使ったような、できるだけカラス等の被害を及ばないところを再度検証しながら、そちらのほうに来年度は活用して、再来年度からそちらのほうの置き場を活用するような形にしていきたいなと。

できれば、その上ですね、火山灰を引くだとか、先ほど1回目で町長が答弁申し上げたように排水性をきちんとしてあげないとだめだという部分もありますので、そちらのほうもあわせて検討はさせていただきたいなと思っております。

●議長（佐藤議員） 以上で、大野議員の一般質問を終わります。

次に、10番杉田議員の一般質問を行います。

10番、杉田議員。

●杉田議員 さきに提出させていただきました通告書に基づきまして質問させていただきたいと思いますが、冒頭、若干質問の趣旨を申し添えさせていただきたいと思います。

初めに、特定健康診査についてであります。この診査は主に生活習慣病予防のための健診ではございますが、同時に行われる各種がん検診を含めて、受診者ご自身の健康状態を知る大きな一助となるものだと思います。

制度上、現在この健診を通じて町が把握できる情報や、健康について指導できる方は、国保加入者に限られていると思いますが、町民全体の健康状態を可能な限り把握し、町民皆様の健康増進に力を入れることは、医療費の抑制、人口減少の抑制にもつながるものと思います。町の重要な施策の一つだと思います。

この特定健康診査の受診率については、担当各課においてもその受診率向上のために、先進地同様のさまざまな取り組みを実施していただいているものと思いますが、わずかに向上しつつも、特に40歳、50歳代を中心に伸び悩んでいるのが現状かと思います。改めて、一層の受診率向上に向けて町民皆様の一層のご理解をいただきますよう、この趣旨で質問させていただきたいと思います。次のことを質問させていただきたいと思います。

特定健康診査受診率についてでございますが、ア、国保加入者の健診受診率はどのように推移しておりますでしょうか。イ、国保加入者以外の方の受診率の把握は可能でしょうか。2番として、特定健康診査の受診率と生活習慣病に由来する医療費の関係について、どのように捉えておりますでしょうか。（3）国保加入者の特定健康診査の受診及び保険指導を受けることの義務化は可能でしょうか。制度上の課題などをお伺いいたします。

次に、人口減少抑制についてでございますが、単刀直入に申し上げて、結婚を希望する方の支援を町としても積極的に進めていくべきではないかということでございます。

厚岸町でも少子化が進行し、これに伴う人口減少と高齢化、加えて町民の生活様式の変化は今後の厚岸町に大きな影響を与えるものであります。この少子化の現状を把握し、原因を解明することが重要でないかと考えます。国立社会保障人権問題研究所の統計調査によりますと、若者の意識調査の中で8割の方が、いずれは結婚を希望し、また今、結婚しない理由というものの半数が適当な相手にめぐり合わないというもののようです。当町においてもこのような同様のことが言えるのではないかと思います。実際に町で若い方と結婚について話すことも多くあります。普通に暮らし普通に働いている中で出会いが少ないというのが実情かと思います。

それで質問でございますが、（1）番として、結婚を希望する方の支援を町としても積極的に行うべきではないか。ア、他の市町村または団体などで行われている、いわゆる婚活パーティーの開催について、町としてはどのように考えているのか。また、実施する考えはないか。イでございますが、登録制などにより結婚を希望する方の相互の情報提供等を当町でも検討していくべきではないかでございます。

初めの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、杉田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の特定健康診査について、初めに、特定健康診査の受診率についてのうち、国保加入者の健診受診率の推移についてであります。厚岸町国民健康保険が実施する特定健康診査の受診率については、要求資料に記載しているとおり、特定健康診査の実施が保護者に義務づけられた平成20年度の受診率は全国全道の平均を下回る状況で、その

後、制度の周知や受診勧奨により受診率が向上し、平成21年度と22年度では全国平均には及ばないものの、全道平均を上回る状況にありました。

しかし、平成23年度では受診率の高い年齢層が後期高齢者医療保険へ移行するなどの理由により受診率が低下し、平成26年度まではほぼ横ばいで推移し、全国全道平均を下回る状況となっております。平成27年度については、新たな受診勧奨事業の効果もあり、制度開始からこれまでの間の最も高い受診率となったものの、決して高い状況とは言えず、受診率の向上対策に苦慮しているところであります。

次に、国保加入者以外の方の受診率の把握は可能かについてであります。町内の状況としてお答えしますが、町が実施している国民健康保険事業の特定健康診査と、町内に居住する生活保護受給者の健康診査の受診率及び後期高齢者医療広域連合から町が委託を受けて実施している後期高齢者医療の被保険者の健康診査の受診率については把握していますが、社会保険など他の医療保険者が実施している特定健康診査の受診率については、当町の町民分としての受診率とはなっておらず公表もされていないため、ご質問にある受診率の把握はできないものとなっております。

次に、特定健康診査の受診率と生活習慣病に由来する医療費の関係についてどのように捉えているのかについてであります。平成27年度の厚岸町国民健康保険の特定健康診査の対象となる40歳から74歳までの健診受診者の生活習慣病1人当たりの医療費は約1,100円。対して、健診未受診者の生活習慣病1人当たりの医療費は約1万4,800円と、健診未受診者の生活習慣病に係る医療費が、健診受診者の生活習慣病にかかる医療費を大きく上回る結果となっております。

このことから、健診を受け、生活習慣病の予防や疾病の重症化を防ぎ、個人の健康を維持していくことはもちろんですが、医療や介護保険財政の負担を抑える観点からも、地域全体として取り組むべき課題であると認識しているところであります。

次に、国保加入者の特定健康診査の受診及び保険指導を受けることの義務化は可能か、制度上の課題はについてであります。特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律では、同法に規定する特定健康診査等基本指針に基づき、特定健康診査等実施計画を策定し、40歳以上の加入者に対し実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保険指導を実施することを各医療保険者に対して義務づけているものであり、健診受診者となる被保険者に対して、健診を受ける義務を課している制度となっております。

このため、町が行う国民健康保険事業としては、被保険者の健康を維持するため、生活習慣を見直す機会として積極的な受診をお願いするとともに、受診率向上のための取り組みに努めていきたいと考えております。

続いて、2点目の人口減少抑制について、結婚を希望する方への支援を町としても積極的に行うべきではないかのうち、初めに他の市町村または団体で行われているいわゆる婚活パーティーの開催についてどのように考えているのか、また実施する考えはないかについてであります。当町でも全国的な傾向と同様に、未婚化や晩婚化などさまざまな背景により厳しい少子化の状況にあり、結婚し家庭を持ちたいと望む若者がその希望をかなえることができる地域社会の実現のため、婚活パーティーは一つの有効な取り組みであると考えております。

実際の取り組みについてであります。一つは北海道においては道内の結婚支援情報

として、婚活イベント、相談、ルールやマナーなどについての情報をホームページに掲載し周知を図っておりますので、これらとの連携を図ること。一つは、主に釧路管内の市町村と釧路総合振興局が設置した釧路管内結婚支援協議会が、昨年、釧路管内結婚支援広域連携促進事業を初めて実施しました。チーズをめぐるおいしい冒険と題して、鶴居村を会場に行われ、男女各16名、合計32名が参加しております。残念ながら厚岸町からの参加者はおりませんでした。今年度は厚岸町を会場に実施が予定されておりますので、積極的な周知を図っていきたいと考えております。

また、厚岸町を含めた農業関係機関が組織する厚岸町農業担い手育成支援協議会が平成23年度からめぐりあいパーティーを釧路市や厚岸町で開催しております。昨年まで6回開催されており、今年度についても年明けの開催を検討中であります。

厚岸町としましては、引き続きこれらの取り組みにしっかりと連携、協力していきたいと考えております。

次に、登録制などにより結婚を希望する方の相互の情報提供等を当町でも検討してくべきではないかについてであります。結婚相談窓口や結婚相談所のような機能についての質問とも言いますが、個々人の学歴や職業、年収、相手方の希望、好みといった個人情報を取り扱うに当たって、市町村が行う場合は情報の公平な取り扱いなど難しい面があり、取り組んでいる市町村も少ない状況にはありますが、先進事例の収集を行い、研究していきたいと考えております。

以上であります。

●議長（佐藤議員） 休憩いたします。

杉田議員の再質問は、休憩後といたします。

再開は3時半からといたします。

午後 3 時01分休憩

午後 3 時30分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

10番、杉田議員の再質問から行います。

10番、杉田議員。

●杉田議員 ご答弁ありがとうございます。

ご答弁の中で、医療費の関係が40歳から74歳までの健診受診者の生活習慣病1人当たりの医療費は約1,100円でありまして、それに対しまして未受診者、健診を受けていらっしゃらない方の生活習慣病1人当たりの医療費が約1万4,800円とおおよそ10倍以上、医療費がかかるとなっております。明らかに、医療費上から見ましても、健診を受けていただいたほうが町民皆様の健康のためにはよろしいのかということがはっきりわかるかと思えます。

いかにこの受診率を上げていくかということですが、これはすみません、恐れ

入ります、年代別に40歳から74歳までのおおよそで結構でございますので、年代別の受診率というものがおわかりになればお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 年代別の受診率でございますが、年齢が比較的高い年齢層の受診率が高くなっておりまして、男女別にご説明させていただきたいと思いますが、70歳から74歳の男性が25.5%、女性が31.1%。65歳から69歳の男性が31.5%、女性が28.2%。60歳から64歳までの対象者の方が、男性が23.2%、女性が23.9%。55歳から59歳の方が、男性が24.6%、女性が28.6%。50歳から54歳の方が、男性が20.4%、女性が17.5%。45歳から49歳の場合は、男性が13.8%、女性が13.6%。40歳から44歳の対象の方が、男性が15.6%、女性が18.5%となっております。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 全体を通して20%台からかと思うのですが、なかなか先進地の受診勧奨を参考にさせていただいて受診勧奨していただいているのにもかかわらず、なかなか伸び悩んでいるのが現状かと思います。

と言いながら、私としては担当課さんで一生懸命といいますか、力を入れてやっていただいているのは重々承知しております。土地柄といいますか、そういったものもあるかと思うので、一概にこの先進地の受診勧奨方法を取り入れたからといって伸びるものではないと思うのですが、では受診体制というものがどういったふうになっているのかということをお伺いしたいと思います。例えば、厚岸町には町立病院と個人の医療機関があるかと思います。この特定健診に関してどういった受診体制になっているのかお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 特定健診の受診体制でございますが、まず、集団検診で申し上げますと、町が行っています厚生連に委託している部分、それからがんセンターに委託している部分がございます。

個別につきましては、がんセンターの個別健診、それから町内の民間の医院による個別健診となっております。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 病院のほうでどういう体制を今まで敷いてきたかという観点で答弁させていただきますと、特定健診につきましては平成20年度まで集団検診を対応してきたという実績があります。

その後、医師体制が不安定になりまして、平成22年度は内科が1人というスタートを

切らざるを得ないということになりまして、集団での健診がちょっと受けられないということで個別に切りかえたのですけれども、やはり1人ですのではなかなか受けられない体制にあるということで、契約は継続はしてきたのですけれども、今もまだ3人体制というのが、その年その年で不安定な状況にあるものですから、まだそこは復活させてはおりません。そういう状況にあります。ただ、一般健診ですとか事業所健診、これらも含めて普通に受け入れております。

介護保険制度による認定調査にかかわる、これも健診の一部と受けとめていいのだろうと思うのですが、これが増えてきていまして、それらの枠も充実させなければならないということの中では、今、町民課長のほうから体制がこういうふうにあるということで答弁がありましたけれども、その辺との調整で今後もしもできることであれば民間の医療機関を今やっけていただいておりますので、そちらとも分担しながら進められればいいのかと考えてございます。これは町立病院の立場ということですよ。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

ぜひ検討いただきたいと思います。と言いますのは、なかなか集団健診だから、私は集団健診には行きたくないわという方も結構、割といらっしゃると思います。実際の受診にも、私も体験したのですけれども、個別にやっけていただいて、がんの検診を別途やっけていただいたほうが割とスムーズに健診が受けられたりしたものですから、必ずしも集団健診は、町民の受ける、受診者側の立場に立ったものかどうかということを含めて検討いただければと、今後検討いただければと思います。できる限り選択肢が、受診される町民の方々の選択肢が増えるような形でご検討いただければというふうに思います。

最初の3番目の質問の部分なのですが、この受診の義務化というものはできないのかというところなのですが、確かにこの健診自体を受けたくないという方も、それも権利だと思いますので、私は。必ずしも難しいのだろうなとは思っております、私自身も。

ただ、健康でありたいという願いは誰もが持っていらっしゃるものだと思いますし、ひいてはこの人口減少ですとか、あるいは医療費の関係にも関係してくるものですので、ぜひ町長にお願いといいますか、なのですが、町長は年当初、施政方針の中でも述べられていたとおり、表現が適切ではないかもしれませんがピンピンコロリという、いつまでも健康でありたいという願いを私も賛同したいと思います。ぜひ町長のお言葉を通して、重い言葉かと思いますが、町民の皆様に対してのメッセージといいますか、重いメッセージとなろうかと思いますが、改めて町の健康増進の町といいますか、町の施策の重要なものの一つとして、宣言といいますか、表明いただければと思うのですか、いかがでございましょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

我が国の場合、平均寿命という数字で普通は幾らまで生きているということが証明されるわけですが、私は平均寿命よりも健康寿命を延ばすべきであるというような考えであり、またその施策をとっておるつもりであります。

さらにはまた、今、ピンピンコロリというお言葉が出ましたけれども、そういう社会をつくりたい、世の中をつくりたい。やはり健康で常に人生を送ることが大事なことでございますので、ただいま特定健診のお話ししましたけれども、そういうことが大事であると。

自分の健康は自分で守る、これがイの一番でなかろうかと。その次が、行政が支援をしていくということでなければ、健康寿命は延びていかないだろうと考えておりますので、町の施策としてはそのように考えている次第でございます。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 正直申し上げて、私もメタボ健診、大変参考にさせていただいて、指導受けている立場ですので、一生懸命、私、個人的にも取り組んでいきたいと思っております。できましたらいろいろな場面で、受診率向上に向けた町民の皆さんへのメッセージを込めていただければと思います。最初の質問に関しまして終わりたいと思います。

次に、ストレートに申し上げて、婚活パーティーの関係、結婚推進の関係なのですが、非常に前向きなご答弁をいただきまして感謝申し上げます。

一昔前といいますか、婚活、結婚問題に関しては、ややもするとタブー視されるような話であったかと思っております。ただ、この人口減少が問題とされて、表現は適切ではないと思うのですが、なりふり構っている状況ではないのではないかと私は思っております。ぜひ、他市町村、あるいは民間でそういった協議会的なものも、団体などもあるかと思っておりますので参考にいただいて、ぜひ町としても、例えば結婚推進協議会というものが、ちょっと話が、余談ではないのですが、たまたま今回厚生文教常任委員会の中で視察で岡山県、広島県に行っていました。その中で、たまたまなのですが、岡山県の奈義町の役場の中に結婚推進協議会というものがありました。これは当然、役場だけで、奈義町だけで実施されているものではないと思うのですが、いろいろな関係団体の方が交えて結婚推進協議会というものが立ち上げられて、推進しているように思います。岡山県自体、そういった福祉といいますか、ソフトの面にも力をいれていらっしゃる県のように感じましたので、県全体で推進されているのかなと思いました。

そういった県ですとか町もあれば、またちょっとど忘れといいますか、おむすび隊というものをどこかで見かけたような気がします。それは、ある町で実際に登録制度ですかね、やっていたりして、実際に縁結びをされているような活動をされているように見受けられました。ぜひ、協議会的なものをまず立ち上げていただくとか、意識調査をしていただけるような形にはならないかなと思っております。

いかがでございましょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 婚活パーティーにつきましては、町長の答弁にもありましたように、振興局が主体になって。各町村の担当が入って協議会をつくって、その中で進めていくような形で去年から始めております。

もう一つは、厚岸町としてやっているのは農業担い手育成支援協議会というところで、農業者の方の後継者の方の婚活というようなことで23年くらいから実施をしているということで、そういう中で実施をしていく中で、釧路管内で始まるのも始まったばかりです。なので、そういった中での取り組みを見ていきたいなと思いますし、町内での対象者、対象者というか、町内にも周知をして、そういうものに目に触れるような形をできるだけ対応していきたいなと思います。

それから、おむすび隊といいますか、そういうような部分につきましては、いろいろな町でやっている、県がやっている部分が多いかなと思いますけれども、町でやっている部分も調べてはいますけれども、なかなかその取り組み自体は難しい取り組みだなというのは本当にあります。

お見合い結婚というのが少なくなってきたと。それから職場内の結婚も少なくなっているというようなことで、恋愛結婚というのはそんなに変わっていないのだけれども、そういったお見合いだとか職場内の結婚というものが少なくなっているというような部分では、なかなかそういうところで背中を押してくれる人がいたのだと思うのですね、昔の部分でいくと。それがなかなかそういった人もいなくなっているところで、そういう部分の出会いというのも少なくなっているのだと思います。

そういう意味では、そういう人がいればいいなと思いますけれども、それについてはなかなかいろいろな、本当に個人情報を取り扱うという部分ではすごく難しい取り組みだなというのも思いますので、これから引き続き研究していきたいなと思います。

- 議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

- 杉田議員 ありがとうございます。

私も当事者になり得るものですからなかなか質問しづらかったのですが、実際に町で若い方、本当に20代30代の方がなかなか出会いがないとおっしゃっているものですから、代弁ではないのですが質問させていただいております。

ぜひ、まずできるならば、厚岸町のそういった若い方の意識調査というものから始めていただいて、ご答弁いただきました中でのパーティーにはぜひ、恐らく知らないだけで参加したいという方が結構いらっしゃるのだと思いますので、周知のほうをよろしく願いしまして質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

- 議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 周知についてはできる限りしていきたいなと思います。また、その調査も含めて検討していきたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 以上で、杉田議員の一般質問を終わります。

次に12番、佐々木亮子議員の一般質問を行います。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 私は本定例会におきまして、通告に従いまして2件の質問をさせていただきます。

1件目は、治山事業についてです。その一つ目として、事業の目的と効果についてお伺いいたします。二つ目は、治山事業により木を伐採することで悪影響はないのかお伺いいたします。3点目は、治山ダムの管理はどのようにされているのかお伺いをいたします。4点目として、湖南地区では豪雨時や雪解け時などに、山から流れる水により、道路冠水や家の敷地に水が流れ込むなどの状況が発生していますけれども、現在の対応はどのようになっているのか、また今後の対応はどのようにされていくのかお伺いをいたします。

2件目は、保育所児童及び小学校低学年を対象とした病児・病後児保育についてです。

1点目として、発熱時などの児童への対応についてお伺いをいたします。2点目は、当町で病児・病後児対応のファミリーサポート活用はどのようになっているのかお伺いをいたします。3点目は、町民から病児・病後児保育を望む声を聞きますけれども、当町として実施する考えはないのか、以上お聞きをして1回目の質問とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12番、佐々木亮子議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の治山事業についてのうち、初めに事業の目的と効果についてであります。治山事業の目的は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命と財産を保全し、また水源の涵養や生活環境の保全と、形式及び地球温暖化防止等を図ることです。治山事業を行うことにより、山腹崩壊や地すべり等による災害を防ぐ効果や、国土保全、水源涵養などの広域的機能の発揮が図られる効果があります。

次に、治山事業により木を伐採することでの悪影響はないかについてであります。治山事業で行う伐採は防腐等により倒れるおそれのある木、または治山事業を行うに当たり支障となる木の伐採だけしか行っていないため、木を伐採することでの悪影響はないと考えられます。また、植林が必要な箇所については治山事業において実施しております。

次に、治山ダムの管理はどのようにされているのかについてであります。治山ダムの管理については町及び地域住民の協力を得ながら北海道が行っております。北海道では定期的に委託業務等により、治山ダムの点検作業を行っております。

次に、湖南地区では豪雨時や雪解け時などに山から流れる水により、道路冠水や家の敷地に水が流れ込むなどの状況が発生しているが、現在の対応はどのようになっているのか、また今後の対応はどのように考えているのかについてであります。治山ダムからの流末の施設の管理は町が行っております。町では、定期的にトラフ内の排土作業や枯れ葉の除去作業等を行っております。さらに大雨が想定されるときには、事前に治山

施設の巡回をしております。

しかし、近年の記録的な集中豪雨では、山や沢からの枯れ葉や小石が排水溝で詰まり、一時的に道路が冠水したり、家の敷地に水が流れ込むなどの被害が発生しております。被害が発生した場合には、職員が直ちに現場に向かい、排土作業等の復旧対応等を行っております。町としては、今後も引き続き流末施設の管理、維持に努めたいと考えております。

続いて、2点目の保育所児童及び小学校低学年を対象とした病児・病後児保育についてのうち、初めに発熱時などの児童への対応についてであります。保育所入所者児童について、発熱や体調不良が疑われたときの対応としては、事務室内の静養スペースで保育士が熱をはかるなど、児童の健康状態を確認いたします。確認後、おおむね37.5度以上の熱があった場合や具合が悪く保育が難しい場合については、他の児童とは別に事務所室内の静養スペースで静養させ、あわせて保護者へ連絡し、迎えを待つ対応をとっております。

次に、当町で病児・病後児対応のファミリーサポートの活用はどのようになっているのかについてであります。当町では社会福祉協議会が厚岸子育てサポートセンターとして、ファミリーサポート事業を行っております。この事業は、子育ての援助を受けたい依頼会員と、子育ての援助を行いたい提供会員からなる会員制の組織で、会員相互による子育ての支援活動を行っていますが、病児・病後児には対応しておりません。預かっている子どもの具合が悪くなった場合は、保護者へ連絡し、迎えを待つ対応を取っているところであります。

次に、町民から病児・病後児保育を望む声を聞くが、当町として実施する考えはないのかについてであります。平成26年度に厚岸町子ども・子育て支援事業計画を策定する際に行ったアンケート調査の結果では、35%の保護者ができれば病児・病後児保育を利用したいと回答しております。

病児・病後児保育の実施に当たっては国の補助金がありますが、病児と病後児では取り扱いが異なり、病児を預かる病児対応型は、児童が病気の回復期に至らない場合で、かつ当面の症状の急変が認められない場合に行う保育を対象とした事業であり、病後児を預かる病後児対応型では、児童が病気の回復期で、かつ集団保育が困難な期間に行う保育を対象とした事業となっております。

また、病児・病後児のどちらの場合についても、当該児童を病院、診療所、保育所等に付設された専用スペース、または本事業のための専用施設で一時的に保育する事業となっており、利用児童がいる時間帯は看護師及び看護保育士の配置が必要となっております。

さらに、事業の実施に当たっては、病児・病後児ともにかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議の上、受け入れの決定を行うこととされており、医療機関ではない施設が病児の保育を行う場合には、特に児童を診察した医師との連携が必要とされており、これらの要件を全て満たさなければ補助を受けることができません。

管内では釧路市が病後児の保育のみを今年度から行っているところですが、利用人数が少ない状態と聞いており、事業の実施に当たっては専任の看護師、保育士の配置及び専用スペースの確保が必要なことから、当町の規模でこの事業を行うことは難しいと考

えております。

なお、小学校低学年にかかわる部分については、教育長からお答えをいたします。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、保育所児童及び小学校低学年を対象とした病児・病後児保育についてのご質問のうち、学校における発熱時などの児童への対応についてお答えいたします。

児童に発熱や体調不良が疑われたときの対応としては、保健室において養護教諭が熱をはかるなど、健康状態を確認いたします。確認後、経過観察が必要な場合については、保健室で児童の様子を見て健康状態を把握します。体調が悪く、授業を受けることが難しい場合や感染症が疑われる場合は、保護者に連絡し、早退の措置を講じます。

なお、保護者に連絡してもすぐに迎えに来られない場合や連絡がつかない場合は、そのまま保健室で静養し、保護者の迎えを待つ対応を取っております。

学校では、児童が安全で充実した生活を送るために、担任はもちろん、教職員全員が情報を共有し、児童の心身の状態を把握するよう努めておりますのでご理解をお願いします。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ありがとうございます。

それです、1件目から質問をさせていただきたいと思います。

1点目、目的と効果ということについてはわかりました。それで、木を伐採することにより影響はないということで答弁をしていただきましたけれども、町民の方たちからは、木を伐採することによって自然形態を変えてしまうことにつながると。木を伐採することによって、それまでの山からの水の流れを変えてしまうのではないかと、あるいは、伐採によって、治山事業をしたそのほかの場所で今後は新たな地すべり、そういったものが今度は発生しやすくなるのではないかとというような懸念の声も聞かれるのですけれども、そういった懸念というのですか、心配ということはないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ただいまの、2点目のご質問ですけれども、治山事業により木を伐採することで悪影響がないかという中身で今、ご質問をいただきました。

まず、この治山事業ですけれども、町長のほうでご答弁ありましたとおり、簡単に言うと健全な森林を守ることで土砂崩れなどを防止して国民を守る、これが治山事業でございます。

この治山事業の定義ですけれども、保安林施設事業ということでこの治山ダムを整備していただいているわけでございますけれども、まず、この事業に当たるには、保安林指定に指定されていなければこの事業は行えない。水源涵養とか土砂の流出の防止、土砂の崩壊の防備といったような中で7項目がありますけれども、主に今、資料要求があ

りました資料に出ています御供山周辺につきましては、土砂の崩壊防備というのをこの保安林に指定されております。1カ所については土砂流出防備、保安林ということでございますけれども、そういった中で、保安林指定をされた中で、逆に森林を守ることが前提の事業でございます。

先ほど答弁にありましたとおり、最低限、暴風等で倒れるおそれがある木とか、さらには、どうしても工事上支障となる木は出てまいりますので、あくまでも最小限ということで、このような事業は行われております。逆に言えば、これは今、御供山ということで限定させていただいておりますが、あわせて梅香町地区では、正行寺裏の治山工事が進められております。逆に言えば、見ていただいたとおり、山の形態から言いますと、はげ山に木が3本というような状況で見えるかと思いますが、守るべきものを守るということでそのような方法を取られているということで、北海道のほうから確認をさせていただいております。

当然、そのような中で技術的な部分も含めまして、伐採によってその他の場所に発生するおそれがあるかないか、当然、地質調査を含めて、周辺環境を確認した上で工事等を進めておりますので、環境に与える影響は逆に少なく、さらには先ほど申し上げましたとおり、この治山事業というのは逆に木を植える、森林の維持、造成ということで、保育のための下刈りとか間伐、逆に言えばないところに木を植えると。そういった事業のできる状況にありますので、その場所場所に応じた中で適切な工事を北海道において行っているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 今のご答弁で悪影響というのはほとんど考えられないということで、まず理解をさせていただきたいと思います。

それで、3点目、4点目にかかわってなのですけれども、まず、資料どうもありがとうございます。御供山周辺だけで25カ所の治山ダムがあるということで、すごくわかりやすい資料をいただきました。

それで、この中で、例えば重点的に管理をしている箇所だとか、あるいは頻繁に見回りを行っている箇所だとか、特別に見回りを強化しているだとか管理を強化している箇所というものはあるのでしょうか。それとも、全体的に同じような重点での管理状況になっているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 答弁の前段で、大変申しわけございません、請求いただきました資料のほうですけれども、右の上のほうに四角で平成28年第4回定例会と書いておりますけれども、回が會田課長の會になっておりまして、回数の回にお直しいただければと思います。

すみません。それで、今、ご質問いただきましたとおり、重点箇所という中でのご質問でございますけれども、今、見ていただきました図面のちょうど大和の沢とその横に、

等高線の一番高いところで78.5、これが御供山の一番高いところでございますけれども、それに沿った中で、山の等高線に合わせた中で沢が入っております。

我々の中で排水状況を見回る部分では、やはり雪解け、4月から5月にかけての雪解け状況に合わせた中で施設巡回はさせていただいております。その上で、ダムからの葉っぱや土砂等で排水等が詰まる可能性がある、または詰まっているような状況を確認した場合については、その都度除去する作業等を行わせていただいております。

大きくは年に2回、6月と11月を一つの基準とした中で巡回させていただきながら、さらには施設の状況を見て、中に入っている施設、流用溝等に入っている土砂や葉っぱ等については除去を行っているということでございます。

全てについて、私どもはやはり重点箇所ということで考えておりますし、やはりトラクターも入って、なかなか目視確認できない箇所も多くあります。そういった中では、やはり雨の降っている状況、さらには収まったあとの流れの状況等を確認させていただきながら、適宜作業を進めさせていただくということで対応させていただいているところでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 年に2回ですね、見ているということなのではございますけれども、地域住民の皆さんから、今年結構豪雨が多かったというようなこともあるのですけれども、やはりこれまで何ともなかったというのですか、今まで収まっていたところのダムから土砂があふれ出るとか、そういうことが新たに発生をしてきていると。それは役場に連絡すれば確かにすぐに対応はしていただけるというような、今、体制になってはいるのですけれども、ただ、年に2回で本当に足りるのか、そういった声も上がっているのですけれども、その状況についてはどうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ちょっと答弁のほうは、通常の中での巡回、さらにはそういった作業は年2回を基本にしながら行っているということでございます。

それと、今年においてですけれども、6月6日に梅香町周辺についても治山施設の排水、治山施設から流れてくる排水溝についても清掃等の状況を行っておりますけれども、ようやく終わったなと思ったところで、6月18日、大きな雨等が降った中でさらにそのような対応も行っておりますし、8月9月にかけての台風状況、当然、事前の天気予報等の状況に応じて巡回等を行い、あふれる可能性のある場所については土のうを積みさせていただいたり、最低限被害をくいとめるような形での作業をさせていただきまして、雨がやんだ後の状況で即時改善を図るような形で対応させていただいておりますし、もちろん私ども巡回をさせていただいておりますけれども、その地域に住んでいる状況にはございませんので、やはりそれぞれ住民の方々に気をつけていただきながら、もし変化があった場合については私どもにご連絡いただきましたら、即時現地を確認させてい

ただきまして、できる対策を講じて早期復旧を図るという姿勢は変わらない状況で今後とも進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 豪雨時などの対応はわかりましたけれども、もう1点、雪解け時ですね。山から雪解け水が押し寄せてくる。それで、例えば家の敷地、裏が水浸しになる、そういうのは例年繰り返されている。そういう状況が起こる場所というのも大体例年限られている。同じ場所になっているというところで、毎年毎年、この時期になったら役場に電話をかけて対応を求めているのだと。そうしなくてもいいようなというのですかね、毎年そういうことが行われている、繰り返されて起こっているという場所について、抜本的な対策というのは多分いろいろなことを変えなければいけないということで難しいのと思うのですけれども、そういうところに関して何か対策というのはないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 私ども、当然お電話等をいただいた中でその作業に入らせていただくということで、住民の方々と接触させていただいて、いろいろとお話をさせていただきます。できるだけ、ご不便をかけないような形で考えてはおりますけれども、やはりそういった中で、私どもも巡回段階でもう少し地域の中に入ってというのでしょうか、お声がけをさせていただきながら状況を、私どもも目に見えない箇所もあるかと思しますので、状況を確認させていただくなりしながら、巡回にあわせてもう少し密にさせていただきながら対応をさらに進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 住民の方から、そういう時期になりますと夜も寝られないと。日中よりも、やはり夜どれだけ降っているのか心配で、暗いときに何回も懐中電灯を持って見に行っているだとか、心配で心配で夜も全然寝られなかっただとか、そういったやっばり声というのが多くなっているのですね。やはり住民の方と今、答弁でもありましたけれども密に連絡を取って、あるいは自治体とも連携をしながら、しっかりした対応をとっていただきたいなと思うのですが、再度答弁をお願いします。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 通常の管理につきましては、今、ご質問者おっしゃっていただきましたとおり、春、秋中心でございますけれども、豪雨等の天気予報においた中でも巡回パトロールさせていただきまして、それぞれの家庭にお話をさせていただきな

がら、対応をご理解いただきながら進めていきたいと考えておりますし、さらにはそういった中で、施設等の状況があれば、さらに密に整備等のお願いもあわせて行ってまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ぜひこれまで以上によりしくお願いをしたいというふうに思います。次に、2件目のほうに移らせていただきたいと思います。

それぞれ対応についてご答弁をいただきました。やはり保育所でも学校でも、子どもが具合が悪くなったときにはやはりお迎えに行かなければならないということなのですね。

なぜまず、この質問をさせていただいたかというところなのですが、やはり今、共働き家庭、あるいはひとり親家庭が増えてきているといった中で、連絡が来てもすぐに対応ができないという方が増えていらっしゃるというようなこともお聞きをしています。そして、子どもが病気になった場合には、正職で働いている方は権利というのですか、守られていますけれども、例えば非正規で働いているひとり親家庭の親御さんなどは、子どもが病気になって仕事を休まなければならなくなった。そうなったら賃金がその分カットされるのですというような声を最近多く聞くことがあります。子どもが病気の際の対応というのは、今の働く親御さん、ひとり親家庭が増えている中で、やはりこれからとても深刻になってくる問題だと考えているのです。

それで、ファミリーサポートセンター、当町では病児・病後児には対応していないということになっていきますけれども、これファミリーサポート制度自体では、病児・病後児への対応というのは可能なのでしょうか。まずその点を確認したいと思います。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ファミリーサポート事業の補助金のございますけれども、これにつきましては病児・病後児についても対象にはなります。条件はございますけれども、なると思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それで、当町では対応していないということですが、これなぜ対応していないのかということでお伺いをいたします。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 厚岸町厚岸子育てサポートセンター、これは社会福祉協議会のほうで提供会員と利用会員とを集めて実施をしているというところで、国の補助については50人以上が対象に、国の補助には対象になるということで、厚岸町での子育て

サポートセンターでの利用人員がそれに満たないというので、国の補助は使えないということになっております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 すみません、この病児・病後児に対して補助金が出ないので、この事業についてはファミリーサポートの事業の中でもやっていないということですか。その補助金というのは、この事業というのですか、病児・病後児対応に対して出ないという意味でしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） すみません。町が実施をする部分の補助事業は、補助事業としてございます。それには、町長の答弁にもございましたけれども、専用スペースが必要、保育士と看護師の配置が必要というような条件があつてということで、その事業の活用は今は考えていませんということでございます。

それから、ファミリーサポートセンターの事業については、それは社協のほうでやっている事業ですけれども、補助事業としては50人以上の利用が必要だという条件があつて、そちらもその補助事業の対応はできないという内容でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 町では対応していないという、要はということだと思ふのですけれども、それで、今、全国的にニーズというのですかね、要望の声が出て、病児・病後児保育をやっている自治体というのも少しずつ増えてはきています。根室管内では中標津町ですか、ここでは病院と連携してということで、こういった事業も始めています。

答弁の中では施設型ということの考え方でご答弁をいただいたと思うのですが、もう一つ訪問型というのもありますよね。この訪問型についてはどのように考えて。確かに国から補助が今、出されているのは施設型で、平成28年度は27億円ですか、補助は出ていると。ただ、訪問型に対してはそういう補助金などもついていないので、なかなかやる自治体というのもないよということでは周知はしているのですけれども、当町としてこの訪問型に関してはどのように考えていらっしゃいますか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この訪問型につきましても、保育士、それから看護師が必要な状況になっています。今現在、今の保育所の中での保育士も確保がなかなか難しい状況にあります。それから、看護師についても確保がなかなかできないというようなことが続いている状況の中で、訪問型にも当然そういった方の資格が必要な職員が対応ということにもなりますので、そういう部分では人材の確保も難しい状況もございます。

それと、病児・病後児というところでは実は釧路市が今年始めております。釧路市の規模で今年、20数箇所保育園あると思いますけれども、そのうち一つの保育所にそこは看護師さんがもともといた保育園のようですけれども、そこに委託をして実施を始めたというような状況ですけれども、利用人数というのはなかなか少ない状況です。登録者は89人くらい、今現在ということで増えているようですけれども、利用者は日数で15日間、今年の4月から15日間ということで4件の利用だそうです。なかなか病気の子どもさんを預けるという部分では、そういうサービスがあったほうがいいというのはもちろん思いますけれども、実際に預けるというところで、病気の子どもさんを預けるときには、なかなかふだんのアンケートなどでの対応とは違うような気がしています。

そういう面でいくと、厚岸町のこの規模でそういったものが本当に必要、あればいいのはわかりますけれども、本当にどれだけの利用があるのかなというのも本当にまだまだ他でやっているところなどの状況も見ていかなければ、そういったことには進めないなど考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 町として、最初にも言いましたけれども、子どもが病気になって預けられる方がいるところはいいいのです。例えばご両親に預けられるとか、知っている方に預けて自分は仕事に行けるよとか、そういう方はいいのですね。ただ、やはり子どもが、私が聞いた話というのですか、直接お話をお聞きしたところでは、やはり子どもが保育園と小学校に子どもが3人いると。1人が風邪を引いて帰ってきたら次々と風邪が移っていくと。そうなったら何週間も仕事を休まなければならなくなる。その間収入は全くないのですよと。何とかしてほしいのですよという声ですとか、親御さんはいるけれども仕事をしていると。交代で勤務を休めるほうの状況によって、その日その日でどちらが休むかということを決めながら、でもやはり仕事に行かなければ生活できないので仕事に行っていると、こういった方はやはり実際にいらっしゃるのですね。こういったことに対して、町としてはどのように対応というのですか、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 病気の子どもさんがいたときに、保育所でも37.5度以上あれば当然親御さんに連絡をとらせていただきます。児童館でも同様でございます。それはやはり子どもさんの状況を保育所、あるいは児童館でも責任を持って見ることはできませんので、そこはやはり親御さんに連絡をとって、親御さんにお返しをするということになるかと思います。

そういう子どもさんを抱えて預けるところもなくという状況もわかりますけれども、一方で、保育所なりそういったところで子どもさんを責任を持って見られるかということ、それはなかなかできない状況ですので、そういったところで今の病児・病後児の保育ということになってくるのはもちろんわかります。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、子どもさんをきちんと預かるためには、やはり専用のスペースも必要ですし、保育士、看護師といった職員も必要ですしというようなことになりますので、そういう部分では今すぐそういう対応にはなかなかいけないと考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 すみません。ちょっと1点確認させていただきたいのですけれども、訪問型でも看護師とか、そういった方が必要だとたしか答弁されたと思うのですけれども、そういう資格は要るのですか、訪問型の場合は。私もちょっと調べてみたのですけれども、私の認識では、医療行為をするのではないので、看護師などの資格などそういった体制は訪問型の場合は要らないと。しっかりした研修を受ければ対応はできると私は認識していたのですけれども、それは違いますかね。ちょっと確認させてください。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 私が押さえている部分では、一定の研修を受けた看護師や保育士がというふうになっていますので、そういうふうには認識しております。

ただ、例えば町が職員に訪問をさせるということになったときに、一般の事務職なり、そういう資格のない人間を訪問させてきちんとした対応ができるかと言えば、それは無理だと思います。そういう意味では、やはり専門職の方でなければ対応はできないのではないかと考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 わかりました。

それで、やはりこれからいろいろな働き方が出てくると思います。今の状況では、ますます働くお母さんたち、ひとり親家庭のお母さん、お父さんというのも大変な状況になるのかなと。仕事もこれから正職というよりも非正規の仕事がやはりどんどん増えてくるのかなというような今の状況なども考えると、やはり子どもさんが病気になったときに確かに保育所だとか学校では対応できないと。だからおうちに返しますよと、それは当然だと思います。それは理解できるのです。

そうなったときに、やはり子どもさんが安心して病気になっても過ごせる場所、そして働いている親御さんたちもしっかり心配なく、賃金の心配だとか、仕事を休んだら会社ももしかしたら首になるかなだとか、そういった心配せずに働けるというのですかね、そういった環境というのをこれからぜひつくっていただきたいし、そういった環境もこれからますます必要になってくると思うのですね。

今回は難しいということですが、子育て支援というようなことでもぜひ検討して、これから検討もしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 当然、今、おっしゃられたように、困っている親御さんがいるというのは承知しております。やはり、電話が来てもすぐは行けないのだというようなことがあって、それは保育所のほうでもお母さんが来るまでは待っているというような状況では対応はしていますので。

ただ、なかなかすぐの対応というのは難しいなと思ってはおりますけれども、引き続きそういったことの検討は考えてはいかなければならないとは考えております。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

以上で、佐々木亮子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午後 4 時34分休憩

午後 4 時34分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

ご苦勞様でした。

午後 4 時34分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成28年12月14日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

